|  |  |
| --- | --- |
|  | 介護老人保健施設  　チェックリスト |

施設の名称

記入責任者

介護老人保健施設基準（第１　基本方針）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
|
| １　基本方針 | ①　介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及　び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、入所者がその有する　能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともに、その者の居宅にお　ける生活への復帰を目指したものとなっているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 介護保険法第96条第1項  平成11年厚生省令第40号第1条の2第1項 |
| ②　介護老人保健施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健　施設サービスの提供に努めているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第１条の2第2項 |
| ③　介護老人保健施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運　営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保　健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第1条の2第3項 |
| ④　介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。  （経過措置）  　令和6年3月31日までの間、「講じている」とあるのは「講じるように努めている」とする。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第1条の2第4項 |

介護老人保健施設基準（第２　人員に関する基準）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | | | | | | | | | | | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
|
| １　医師 | ①　常勤換算方法で、入所者の数を100で除して得た数以上配置しているか。 | | | | | | | | | | | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第2条第1項第1号 |
| ②　介護老人保健施設においては、常勤の医師を1人以上配置しているか。  　※　複数の医師が勤務をする形態であり、このうち1人の医師が入所者全員の病状等を把握し施設療養全体の管理に責任を持つ場合であって、入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、常勤の医師1人とあるのは、常勤換算で医師1人として差し支えない。  　※　サテライト型小規模介護老人保健施設等については、サテライト型小規模介護老人保健施　　設と一体として運営される本体施設又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設の併設介護　　医療院又は併設医療機関に配置されている医師が入所者全員の病状等を把握し施設療養全体　　の管理に責任を持つ場合であって、入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、こ　　れを置かないことができる。  　※　分館型介護老人保健施設については、当該分館型介護老人保健施設と一体として運営され　　る基本型介護老人保健施設に配置されている医師が配置されているときに限り、非常勤職員　　をもって充てても差し支えない。 | | | | | | | | | | | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年老企第44号第2の1の(1) |
| ③　介護医療院又は病院若しくは診療所（医師について介護老人保健施設の人員基準を満たす余力がある場合に限る。）と併設されている介護老人保健施設（医療機関併設型小規模介護老人保健施設を除く。）にあっては、複数の医師が勤務する形態であっても、それらの勤務延時間数が基準に適合すれば常勤の医師の配置は必要ではないが、このうち1人は、入所者全員の病状等を把握し施設療養全体の管理責任を持つ医師となっているか。また、兼務の医師については、日々の勤務体制が明確に定められているか。 | | | | | | | | | | | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年老企第44号第2の1の(2) |
| ④　介護老人保健施設で行われる（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）訪問リハ  ビリテーションの事業所の職務であって、当該施設の職務と同時並行的に行われることで入所  者の処遇に支障がない場合は、介護保健施設サービスの職務時間と（介護予防）通所リハビリ  テーション、（介護予防）訪問リハビリテーションの職務時間を合計して介護老人保健施設の　勤務延時間数として差し支えない。 | | | | | | | | | | | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年老企第44号第2の1の(3) |
| ２　薬剤師 | ①　介護老人保健施設の実情に応じた適当数を配置しているか。  　※　薬剤師の員数は、入所者の数を300で除した数以上が標準であること。 | | | | | | | | | | | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第2条第1項第2号  平成12年老企第44号第2の2 |
|
| ３　看護職員又は介護職員 | ①　常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上配置しているか。 | | | | | | | | | | | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第2条第1項第3号 |
|
| ②　看護職員の員数は看護・介護職員の総数の7分の2程度、介護職員の員数は看護・介護職員　の総数の7分の5程度となっているか。 | | | | | | | | | | | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第2条第1項第3号 |
|
| ③　看護・介護職員は、当該介護老人保健施設の職務に専ら従事する常勤職員をもって充てられ　ているか。ただし、業務の繁忙時に多数の職員を配置する等により業務の円滑化が図られる場　合及び看護・介護職員が当該介護老人保健施設に併設される介護サービス事業所の職務に従事　する場合は、次の2つの条件を満たす場合に限り、その一部に非常勤職員を充てても差し支え　ない。 | | | | | | | | | | | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年老企第44号第2の3 |
|
| 介護老人保健施設基準（第２　人員に関する基準） | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | | | | | | | | | | | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
|
|  | 一　　常勤職員である看護・介護職員が基準省令によって算定される員数の7割程度確保さ　　　　れていること。  　　二　　常勤職員に代えて非常勤職員を充てる場合の勤務時間数が常勤職員を充てる場合の勤　　　　務時間数以上であること。  　　　　　また、併設事業所の職務に従事する場合は、当該介護老人保健施設において勤務する時間が勤務計画表によって管理されていなければならず、介護老人保健施設の看護・介護職員の常勤換算方法における勤務延時間に、併設事業所の職務に従事する時間は含まれないものであること。 | | | | | | | | | | |  |  |  |  |
|  | 常勤職員 | | 人 | 非常勤職員 | | 人 | 常勤換算数 | 人 | |  |
| ４　支援相談員 | ①　1以上配置しているか（入所者の数が100を超える場合にあっては、常勤の支援相談員1名　に加え、常勤換算方法で、100を超える部分を100で除して得た数以上。）。 | | | | | | | | | | | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第2条第1項第4号 |
|
| ②　支援相談員は、保健医療及び社会福祉に関する相当な学識経験を有し、次に掲げるような入　所者に対する各種支援及び相談の業務を行うのにふさわしい常勤職員を充てているか。  　　一　　入所者及び家族の処遇上の相談　　　　二　　レクリエーション等の計画、指導  　 三　　市町村との連携 　　　四　　ボランティアの指導  　※　医療機関併設型小規模介護老人保健施設における支援相談員の配置については、当該施設　　の入所者に対するサービス提供が適切に行われると認められる場合にあっては、実情に応じ　　た適当数でよい。  　※　サテライト型小規模介護老人保健施設については、本体施設に配置されている支援相談員　　によるサービス提供が本体施設及び当該施設の入所者に適切に行われると認められるとき　　　は、これを置かないことができる。  　※　分館型介護老人保健施設においては、基本型介護老人保健施設に配置されている支援相談　　員が配置されるときに限り、非常勤職員をもって充てても差し支えない。 | | | | | | | | | | | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年老企第44号第2の4の(1)  平成12年老企第44号第2の4の(2)  平成12年老企第44号第2の4の(2)のｲ  平成12年老企第44号第2の4の(2)のﾛ |
|
| ５　理学療法士、作業療法士　　　又は言語聴覚士 | ①　常勤換算方法で、入所者の数を100で除して得た数以上配置しているか。  　※　サテライト型小規模介護老人保健施設等については、本体施設（介護老人保健施設に限る。）　　又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設の併設介護医療院又は併設医療機関に配置され　　ている理学療法士等によるサービス提供が、当該本体施設又は併設介護医療院又は併設医療　　機関及びサテライト型小規模介護老人保健施設等の入所者に適切に行われると認められると　　きは、これを置かないことができる。 | | | | | | | | | | | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第2条第1項第5号  平成12年老企第44号第2の5 |
|
| 介護老人保健施設基準（第２　人員に関する基準） | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | | | | | | | | | | | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
|
| ６　栄養士又は管理栄養士 | ①　入所定員100以上の施設にあっては、常勤の者を1以上配置しているか。ただし、同一敷地　内にある病院等の栄養士又は管理栄養士がいることにより、栄養管理に支障がない場合には、　兼務職員をもって充てても差し支えない。  　また、入所定員が100人未満の施設においては、1人以上の常勤職員の配置に努めているか。  　※　サテライト型小規模介護老人保健施設と一体として運営される本体施設（介護老人保健施　　設、療養床数100以上の介護医療院及び病床数100以上の病院に限る）又は医療機関併設型　　小規模介護老人保健施設の併設介護医療院又は併設医療機関に配置されている栄養士による　　サービス提供が、本体施設及びサテライト型小規模介護老人保健施設等の入所者に適切に行　　われると認められるときは、これを置かないことができる。 | | | | | | | | | | | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第2条第1項第6号  平成12年老企第44号第2の6  平成12年老企第44号第2の6 |
|
| ７　介護支援専門員 | ① 1以上配置しているか。（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。） | | | | | | | | | | | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第2条第1項第7号  平成12年老企第44号第2の7の(3) |
|
|  | | 介護支援専門員資格の有無 | | | 有　　　・　　　無 | | | |  | |
|  | | | | | | |
| ※　サテライト型小規模介護老人保健施設については、本体施設（介護老人保健施設、介護医療院（併設型小規模介護医療院を除く。）又は病院（指定介護療養型医療施設に限る）に限る。）に配置されている介護支援専門員によるサービス提供が本体施設及び当該施設の入所者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 | | | | | | | | | | |
| ②　専らその職務に従事する常勤の者を1名以上配置しているか。ただし、入所者の処遇に支障　がない場合は、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとする。  　※　この場合、兼務を行う当該介護支援専門員の配置により、介護支援専門員の配置基準を満　　たすこととなると同時に、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上も、当該介護支援専門員の　　勤務時間の全体を当該他の職務に係る勤務時間として算入することができるものとする。  　※　本体施設の入所者の処遇に支障がない場合には、サテライト型小規模介護老人保健施設の　　職務に従事することができるものとする。 | | | | | | | | | | | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年老企第44号第2の7の(1)  平成12年老企第44号第2の7の(2)  平成12年老企第44号第2の7の(3) |
|
| ③　居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務を行っていないか。ただし、増員に係る非常　勤の介護支援専門員については、この限りでない。 | | | | | | | | | | | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年老企第44号第2の7の(2) |
|
| ８　調理員、事務員その他の　　　従業者 | ①　介護老人保健施設の設置形態等の実情に応じた適当数を配置しているか。ただし、併設施設　との職員の兼務や業務委託を行うこと等により適切なサービスを確保できる場合にあっては配　置しない場合があっても差し支えない。 | | | | | | | | | | | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第2条第1項第8号  平成12年老企第44号第2の8の(2) |
|
| ９　入所者数の算定 | ①　従業者の員数を算定する場合の入所者の数は、前年度の平均値としているか。ただし、新規　に許可を受ける場合は、適正な推定数により算定しているか。 | | | | | | | | | | | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第2条第2項 |
|
| 介護老人保健施設基準（第２　人員に関する基準） | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | | | | | | | | | | | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
|
| 10　前年度の平均値 | ①　年度の平均値は、当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。）の入所者延数を当該前年度の日数で除して得た数としているか。また、この算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとしているか。 | | | | | | | | | | | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年老企第44号第2の9の(5)の① |
|
| ②　新設（事業の再開の場合を含む。以下同じ。）又は増床分のベッドに関して前年度において　1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を　含む。）の入所者数は、新設　又は増床の時点から6月未満の間は、便宜上、ベッド数の90％を入所者数とし、新設又は増床　の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における入所者延数を6月間の日数で除して　得た数とし、新設又は増床の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における入所　者延数を1年間の日数で除して得た数としているか。 | | | | | | | | | | | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年老企第44号第2の9の(5)の② |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 介護老人保健施設基準（第３　施設及び設備に関する基準） | | | | | |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
|
| １　施設 | ①　介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しているか。  　　また、届け出たものと相違がある場合は、変更許可を受けているか。  　　　　　　　一　療養室 　　　　　　　　　　　　八　洗面所  　　　　　　　二　診察室　　　　　　　　　　　　　九　便所  　　　　　　　三　機能訓練室　　　　　　　　　　　十　サービス・ステーション  　　　　　　　四　談話室　　　　　　　　　　　　　十一　調理室  　　　　　　　五　食堂　　　　　　　　　　　　　　十二　洗濯室又は洗濯場  　　　　　　　六　浴室　　　　　　　　　　　　　　十三　汚物処理室  　　　　　　　七　レクリエーション・ルーム | 適 | 否 | 該当なし | 法第97条第1項  法第94条第2項  平成11年厚生省令第40号第3条第1項 |
|
| ②　機能訓練室、談話室、食堂、レクリエーション・ルーム等を区画せず、一つのオープンスペースとすることは差し支えないが、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に支障を来さないよう全体の面積は各々の施設の基準面積を合算したもの以上となっているか。  ※　施設の兼用については、各々の施設の利用目的に沿い、かつ、入所者に対する介護保健施　　設サービスの提供に支障を来さない程度で認めて差し支えないものであること。したがって、　　談話室とレクリエーション・ルームの兼用並びに洗面所と便所、洗濯室と汚物処理室が同一　　の区画にあることは差し支えない。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年老企第44号第3の2の(1)の①ｲ  平成12年老企第44号第3の2の(1)の①ﾛ |
|
| ２　施設の基準  (1) 療養室 | ①　一の療養室の定員は、4人以下となっているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第3条第2項第1号イ |
| ②　入所者1人当たりの床面積は、8平方メートル以上となっているか。ただし、療養室に洗面　所を設置した場合に必要となる床面積及び収納設備の設置に要する床面積は、基準面積に含め　て差し支えない。  また、ナース・コールが設けられているか。ただし、入所者の状況等に応じ、サービスに支障を来さない場合には、入所者の動向を検知できる見守り機器を設置することで代用することとして差し支えない。  　（経過措置）  　　介護老人保健施設であって、その開設者が介護保険法施行法第8条第1項の規定により当　　該介護老人保健施設について法第94条第1項の規定による開設の許可を受けた者とみなされ　　るもののうち、老人保健施設の施設及び設備、人員並びに運営に関する基準の一部を改正する　省令（平成6年厚生省令第1号）附則第2項の規定の適用を受けこの省令の施行の際老人保健　施設として開設していたものの施設について、②の規定を適用する場合においては、「8平方　メートル」とあるのは、「6平方メートル」とする。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第3条第2項第1号ロ  平成12年老企第44号第3の2の(1)の②ｲ  平成11年厚生省令第40号附則第4条 |
| ③　地階に設けていないか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第3条第2項第1号ハ |

介護老人保健施設基準（第３　施設及び設備に関する基準）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
|
| (2) 診察室  (3) 機能訓練室  (4) 談話室  (5) 食堂  (6) 浴室  (7) レクリエーション・ルーム  (8) 洗面所 | ④　1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けられているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第3条第2項第1号ニ |
| ⑤ 寝台又はこれに代わる設備を備えているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第3条第2項第1号ホ |
| ⑥ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第3条第2項第1号ヘ |
| ⑦　ナース・コールを設けているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第3条第2項第1号ト |
| ①　医師が診察を行うのに適切なものとなっているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年老企第44号第3の2の(1)の②ﾛ |
| ①　1平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有し、必要な器械・器具を備え　ているか。ただし、サテライト型小規模介護老人保健施設又は医療機関併設型小規模介護老人　保健施設の場合は、40平方メートル以上の面積を有し、必要な機械・器具を備えているか。  　※　機能訓練は、理学療法士又は作業療法士の指導下における運動機能やADL（日常生活動　　作能力）の改善を中心としたものであるので、これに必要な器械・器具を備えていること。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第3条第2項第2号  平成12年老企第44号第3の2の(1)の②ﾊ |
| ①　入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有しているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第3条第2項第3号 |
| ①　2平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有しているか。  （経過措置）  　　みなし介護老人保健施設であって、平成4年9月30日以前に老人保健施設として開設され　たものについて、①の規定を適用する場合においては、同号中「2平方メートル」とあるのは「1平方メートル」とする。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第3条第2項第4号  平成11年厚生省令第40号附則第5条 |
| ①　身体の不自由な者が入浴するのに適したものとなっているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第3条第2項第5号イ |
| ②　一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽が設けられているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第3条第2項第5号ロ |
| ③　入浴に全面的な介助を必要とする者に必要な特別浴室については、その出入りに当たってス　トレッチャー等の移動に支障を生じないよう構造設備上配慮しているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年老企第44号第3の2の(1)の②ﾎ |
| ①　レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第3条第2項第6号 |
| ①　療養室のある階ごとに設けられているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第3条第2項第7号 |

介護老人保健施設基準（第３　施設及び設備に関する基準）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 | |
|
| (9) 便所  (10) サービス・ステーション  (11) 調理室  (12) 汚物処理室  (13) その他  (14) 施設の専用 | ①　療養室のある階ごとに設けられているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第3条第2項第8号イ | |
| ②　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適しのとなっているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第3条第2項第8号ロ | |
| ③　常夜灯が設けられているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第3条第2項第8号ハ | |
| ①　看護・介護職員が入所者のニーズに適切に応じられるよう、療養室のある階ごとに療養室に　近接して設けられているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年老企第44号第3の2の(1)の②ﾍ | |
| ①　食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠　の設備を設けているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年老企第44号第3の2の(1)の②ﾄ | |
| ①　他の施設と区別された一定のスペースを有しているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年老企第44号第3の2の(1)の②ﾁ | |
| ①　焼却炉、浄化槽、その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、療養室、談話室、食堂、　調理室から相当の距離を隔てて設けているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年老企第44号第3の2の(1)の②ﾘa | |
| ②　床面積を定めない施設については、各々の施設の機能を十分に発揮し得る適当な広さを確保　するよう配慮しているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年老企第44号第3の2の(1)の②ﾘb | |
| ③　薬剤師が介護老人保健施設で調剤を行う場合には、薬剤師法の規定により調剤所が設けられ　ているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年老企第44号第3の2の(1)の②ﾘc | |
|  |  |
| 1. （1）～（12）の施設は、専ら当該介護老人保健施設の用に供するものとなっているか。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。   　　※　共用が認められない施設・・・・・・・療養室、診察室  　　※　ただし書が適用される場合  　　　　病院、診療所又は介護医療院、特養等の社会福祉施設等とが併設される場合（同一敷地内にある場合、又は公道を挟んで隣接している場合をいう。） | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第3条第3項  平成12年老企第44号第3の2の(1)の③ｲ  平成12年老企第44号第3の2の(1)の③ | |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 介護老人保健施設基準（第３　施設及び設備に関する基準） | | | | | |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
|
| ３　構造設備の基準  (1) 耐火構造  (2) エレベーター  (3) 非常階段  (4) 階段  (5) 廊下 | ①　建物のうち、療養室その他の入所者の療養生活に充てられる談話室、食堂、浴室、レクリエ　ーション・ルーム、便所等入所者が日常継続的に使用する施設（以下「療養室等」という。）　を有するものについては、建築基準法に規定する耐火建築物となっているか。ただし、療養室　等を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない建物は、準耐火建物とすることができる。  また、県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、要件　を満たす（スプリンクラー設備の設置等）木造かつ平屋建ての建物であって、火災に係る利用　者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要し　ない。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第4条第1号  平成12年老企第44号第3の3の(1)  平成11年厚生省令第40号第4条第2項 |
| ①　療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上　設けているか。  　（経過措置）  　　みなし介護老人保健施設であって、老人保健施設の設備及び設備、人員並びに運営に関する　基準附則第3条の規定の適用を受けこの省令の施行の際老人保健施設として開設していたもの　の構造設備については、①の規定は適用しない。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第4条第2号  平成11年厚生省令第40号附則第6条 |
| ①　療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けてい　るか。  　　ただし、直通階段を避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数　に算入することができる。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第4条第3号 |
| ①　階段には、手すりを設けているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第4条第4号 |
| ①　廊下の構造は次のとおりとなっているか。  　一　　廊下の幅は（内法によるものとし、手すりから測定して）1.8メートル以上とすること。　　　ただし、中廊下（廊下の両側に療養室等又はエレベーター室のある廊下）の幅は、2.7メ　　　ートル以上とすること。  　二　　手すりを設けること。  　三　　常夜灯を設けること。  　（経過措置）  　　みなし介護老人保健施設であって、老人保健施設基準（昭和63年厚生省令第1号）附則第　2条第1項の規定の適用を受け、この省令の施行の際老人保健施設として平成12年1月19日までに開設していたものの構造設備については　一の規定は、適用しない。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第4条第5号イ  平成12年老企第44号第3の3の(4)の①  平成12年老企第44号第3の3の(4)の②  平成11年厚生省令第40号附則第7条  平成12年老企第44号第3の4の(4) |

介護老人保健施設基準（第３　施設及び設備に関する基準）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
|
| (6)その他 | ①　入所者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を設けている　　か。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第4条第6号 |
| ②　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備（消防法第17条の規定に基づく消防用設備　及び風水害、地震等の災害に際して必要な設備）を設けているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第4条第7号  平成12年老企第44号第3の3の(9) |

○ 療養病床等の転換先の老人保健施設の施設基準の緩和

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 経過措置が講じられた老人保健施設 | | 備　　考 | 一般の老人保健施設 |
| 病院からの転換 | 診療所からの転換 |
| 床面積 | １人当たり　６．４㎡以上 | １人当たり　６．４㎡以上 |  | １人当たり　８．０㎡以上 |
| 廊下幅（中廊下） | １．２ｍ（１．６ｍ）以上 | １．２ｍ（１．６ｍ）以上 | 廊下幅は、壁から測定した幅でよい。 | １．８ｍ（２．７ｍ）以上 |
| 食堂 | １人当たり　１㎡以上 | 食堂+機能訓練室が１人当たり３㎡以上  （注１）（注２） |  | １人当たり　２㎡以上 |
| 機能訓練室 | ４０㎡以上（注１） |  | １人当たり　１㎡以上 |

（注１）サテライト型老人保健施設に転換する場合は本体施設の機能訓練室の共用も可能とする。

　（注２）食堂：１人当たり１㎡及び機能訓練室：４０㎡以上でもよい。

・新築、増築又は全面的な改築工事が終了するまでの間は、経過措置を認める。なお、平成２４年４月１日以降、当該基準に該当する施設であって、本則の基準であって１人当たり８㎡以上であることを満たしていないものについて、基準を満たしている施設との均衡に配慮した介護報酬上の評価を行うこととする。ただし、療養室が談話室に近接して設けられているものにあっては、本則の基準基準（８㎡）から「談話室の面積÷談話室に近接する療養室の定員数」を減じた面積以上を満たす場合はこの限りでない。

介護老人保健施設基準（第４　運営に関する基準）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
|
| １　内容及び手続きの説明及び　　同意 | ①　介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者　又はその家族に対し、運営規定の概要、従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の　体制等の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して　説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得ているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第5条  平成12年老企第44号第4の2 |
|
| ②　文書は、わかりやすい（誤解を招かない）ものとなっているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年老企第44号第4の2 |
|
| ２　提供拒否の禁止 | ①　介護老人保健施設は、正当な理由なく、介護保健施設サービスの提供を拒んではいないか。  特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第5条の2  平成12年老企第44号第4の3 |
|
| ３　サービス提供困難時の対応 | ①　介護老人保健施設は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービス　を提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措　置を速やかに講じているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第5条の3 |
|
| ４　受給資格等の確認 | ①　介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供を求められた場合には、その者の提示す　る被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめ　ているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第6条第1項 |
|
| ②　介護老人保健施設は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査　会意見に配慮して、介護保健施設サービスを提供するよう努めているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第6条第2項 |
|
| ５　要介護認定等の申請に係る　　援助 | ①　介護老人保健施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護　認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者　の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第7条第1項 |
|
| ②　介護老人保健施設は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該入所者が受けている要介護　認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第7条第2項 |
|
| ６　入退所 | ①　介護老人保健施設は、その心身の状況及び病状並びにその置かれている環境に照らし看護、　医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を　対象に介護保健施設サービスを提供しているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第8条第1項 |
|
| ②　介護老人保健施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えてい　る場合には、医学的管理の下における介護及び機能訓練の必要性を勘案し、介護保健施設サー　ビスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めているか。  なお、こうした優先的な入所の取扱いについては、透明性及び公平性が求められることに留　意しているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第8条第2項  平成12年老企第44号第4の7の(2) |

介護老人保健施設基準（第４　運営に関する基準）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
|
|  | ③　介護老人保健施設は、入所申込者の入所に際して、その者に係る居宅介護支援事業者に対す　る照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第8条第21　　項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第8条第3項 |
| ④　入所申込者の入所に際しては、入所者の家族等に対し、その者に居宅における生活への復帰　が見込まれる場合には、居宅での療養へ移行する必要性があること、できるだけ面会に来るこ　とが望ましいこと等の説明を行っているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年老企第44号通知第4の7の(3) |
|
| ⑤　介護老人保健施設は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その　者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、定期的に検討し、これを記　録しているか。また、その検討は、入所後早期に、また、病状及び身体の状態に応じて適宜実　施すべきものであるが、少なくとも3ヶ月ごとに行っているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第8条第4項  平成12年老企第44号第4の7の(4) |
| ⑥　⑤の検討に当たっては、医師、薬剤師（配置されている場合に限る。）、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第8条第5項 |  |
|
| ⑦　介護老人保健施設は、入所者の退所に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を　行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する　情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又　は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第8条第6項 |
|
| ７　サービスの提供の記録 | ①　介護老人保健施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類　及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第9条第1項 |
|
| ②　介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービス　の内容等を記録しているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第9条第2項 |
|
| ８　利用料等の受領 | ①　介護老人保健施設は、法定代理受領サービス（法第48条第4項の規定により施設介護サービス費（同条第1項に規定する施設介護サービス費をいう。以下同じ。）が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る介護保健施設サービスをいう。以下同じ。）に該当する介護保健施設サービスを提供した際には、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該介護保健施設サービスについて同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護保健施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護保健施設サービスに要した費用の額とする。以下「施設サービス費用基準額という。）から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第11条第1項 |

介護老人保健施設基準（第４　運営に関する基準）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
|
|  | ②　介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを提供した　際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額　が生じていないか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第11条第2項 |
| ③　介護老人保健施設は、上記①、②の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払　を受けていないか。  一　食事の提供に要する費用  二　居住に要する費用  三　厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったこと　　　に伴い必要となる費用  四 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに　　　伴い必要となる費用  　 五　理美容代  　 六　上記一から五に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のう　　　ち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させ　　　ることが適当と認められるもの。  　※厚生労働大臣の定める基準  　　「厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成12年　　　厚生省告示第123号）」 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第11条第3項 |
|
| ④　上記③一から四までの費用については、「居住、滞在及び食事の提供に係る利用料等に関す　る指針（平成17年厚労省告示第419号）及び「厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特　　別な居室等の提供に係る基準等（平成12年厚生省告示第123号）」に沿って適切に取り扱われ　ているか。  　　また、上記③六の費用は、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取　扱について（平成12年老企第54号）」に沿って適切に取り扱われているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第11条第4項  平成12年老企第44号第4の9の(3) |
| ⑤　介護老人保健施設は、上記③に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらか　じめ、入所者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行　い、入所者の同意を得ているか。ただし、上記③一から四までに掲げる費用に係る同意につい　ては、文書によるものとしているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第11条第5項 |
| ⑥　介護老人保健施設は、介護保健施設サービスその他のサービスの提供に要した費用につき、　その支払を受ける際、当該支払をした要介護被保険者に対し、厚生労働省令（施行規則第82　　条）に定めるところにより、領収証を交付しているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 介護保険法法第48条第7項準用第41条第8項 |
|

介護老人保健施設基準（第４　運営に関する基準）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
|
|  | ⑦　介護老人保健施設は、領収証に介護保健施設サービスについて要介護被保険者から支払を受　けた費用の額のうち、法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した　　費用の額（その額が現に当該介護保健施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現　に介護保健施設サービスに要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び居　住　に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用　　の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 介護保険法施行規則第82条 |
|
| ９　保険給付の請求のための  　　証明書の交付 | ①　介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスに係る費用　の支払いを受けた場合は、提供した介護保健施設サービスの内容、費用の額その他必要と認め　られる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第12条 |
|
| 10　介護保健施設サービスの  　　取扱方針 | ①　介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するようその者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を妥当適切に行っているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第13条第1項 |
|
| ②　介護保健施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよ　う配慮して行っているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第13条第2項 |
|
| ③　介護老人保健施設の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨と　し、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説　明を行っているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第13条第3項 |
|
| ④　介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所　者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の　行動を制限する行為（身体的拘束等）を行っていないか。  　【身体拘束の事例】   |  |  | | --- | --- | | 人数（件数） | 身体拘束の内容 | | 人 |  |   　※身体拘束禁止の対象となる具体的行為（厚生労働省作成「身体拘束ゼロへの手引き」）  　　一　　徘徊しないように車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。  　二　　転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。  　　三　　自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。  　　四　　点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。  　　五　　点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、　　　　手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。  　　六　　車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Ｙ字型拘束帯や腰ベ　　　　ルト、車いすテーブルをつける。  　　七　　立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。  　　八　　脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。  　　九　　他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第13条第4項 |
|

介護老人保健施設基準（第４　運営に関する基準）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
|
|  | 十　　行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。  　　十一　自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。 |  |  |  |  |
| ⑤　介護老人保健施設（身体的拘束等を行っている施設）の管理者及び従業者は、身体拘束廃止　を実現するために正確な事実認識を持っているか。そのため、介護老人保健施設の管理者は、　都道府県等が行うシンポジウム等に参加し、又は従業者を参加させるなど従業者の意識啓発に　努めているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 「「身体拘束ゼロ作戦」の推進について（平成13年4月6日老発第155号）」2,3 |
| ⑥　介護老人保健施設（身体的拘束等を行っている施設）の管理者は、管理者及び各職種の従業　者で構成する「身体拘束廃止委員会」などを設置し、施設全体で身体拘束廃止に取り組むとと　もに、改善計画を作成しているか。    　※改善計画に盛り込むべき内容  　一　　施設内の推進体制  　　二　　介護の提供体制の見直し  　　三　　「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き  　四　　施設の設備等の改善  　　五　　施設の従業者その他の関係者の意識啓発のための取組  　　六　　入所者の家族への十分な説明  　　七　　身体拘束廃止に向けての数値目標 | 適 | 否 | 該当なし | 「「身体拘束ゼロ作戦」の推進について（平成13年4月6日老発第155号）」3,5 |
| ⑦　介護老人保健施設は、④の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所　者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しているか。また、記録の記載は、介護老人保　健施設の医師が診療録に記載しているか。  なお、記録に当たっては、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「身体拘束に関す　る説明書・経過観察記録」などを参考として、適切な記録を作成し、保存しているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第13条第5項  平成12年老企第44号第4の11の(1)  「「身体拘束ゼロ作戦」の推進について（平成13年4月6日老発第155号）」6 |
| ⑧　介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。  一　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。  二　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。  三　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第13条第6項 |
| ⑨　介護老人保健施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその　改善を図っているか。   |  |  | | --- | --- | | 評価の方法 |  | | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第13条第7項 |

介護老人保健施設基準（第４　運営に関する基準）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
|
| 11　施設サービス計画の作成 | ①　介護老人保健施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担　当させているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第14条第１項 |
| ②　施設サービス計画の作成及びその実施に当たっては、いたずらにこれを入所者に強制するこ　ととならないように留意しているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年老企第44号第4の12 |
| ③　施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（計画担当介護支　援専門員）は、　施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域  　の住民による自発的活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよ　う努めているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第14条第2項 |
| ④　計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入　所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える　問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決　すべき課題を把握しているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第14条第3項 |
| ⑤　計画担当介護支援専門員は、上記④に規定する解決すべき課題の把握（アセスメント）に当　たっては、入所者及びその家族に面接して行っているか。また、この場合において、計画担当　介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ている　か。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第14条第4項 |
| ⑥　計画担当介護支援専門員は面接技法等の研鑽に努めているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年老企第44号第4の12の(4) |
| ⑦　計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師　の治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する　意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護保健施設サービスの目標及びそ　の達成時期、介護保健施設サービスの内容、介護保健施設サービスを提供する上での留意事項　等を記載した施設サービス計画の原案を作成しているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第14条第5項 |
| ⑧　計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護保健施設サービスの　提供に当たる他の担当者（以下⑭までにおいて「担当者」という。）を招集して行う会議（テ　レビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下　「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入　所者等の同意を得なければならない。）をいう。）の開催、担当者に対する照会等により、当　該施設サービス計画の原案の内容について、　担当者から、専門的見地からの意見を求めてい　るか。  　　なお、「他の担当者」とは、医師、理学療法士、作業療法士、看護・介護職員及び栄養士等の当該入所者の介護及び生活状況等に関係するものを指す。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第14条第6項  平成12年老企第44号第4の12の(6) |

介護老人保健施設基準（第４　運営に関する基準）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
|
|  | ⑨　計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について、入所者又はその家族　に対して説明し、文書により入所者の同意を得ているか（必要に応じて入所者の家族に対して　も説明を行い同意を得ることが望ましい）。  　※施設サービスの原案  　　　いわゆる施設サービス計画書の第１表及び第２表 （「介護サービス計画書の様式及び課題　　分析標準項目の提示について 」（平成11年老企第29号）に示す標準様式を指す。）に相当　　するものを指すもの。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第14条第7項  平成12年老企第44号第4の12の(7) |
| ⑩　施設サービス計画は、入所者の希望を尊重して作成しているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年老企第44号第4の12の(7) |
| ⑪　計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を　入所者に交付しているか。なお、交付した施設サービス計画は、基準省令第38条第2項の規定　に基づき、2年間保存しているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第14条第8項  平成12年老企第44号第4の12の(8) |
| ⑫　計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把　握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計　画の変更を行っているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第14条第9項 |
| ⑬　計画担当介護支援専門員は、上記⑫に規定する実施状況の把握（モニタリング）に当たって　は、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限　り、次に定めるところにより行っているか。また、特段の事情がある場合には、その具体的な　内容を記録しているか。  　　一　　定期的に入所者に面接すること。  二　　定期的にモニタリングの結果を記録すること。  　※　特段の事業  　　　入所者の事業により、入所者に面接することができない場合を主として指すものであり、　　計画担当介護支援専門員に起因する事情は含まれない。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第14条第10項  平成12年老企第44号第4の12の(10) |
| ⑭　計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当　者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な　見地からの意見を求めているか。  　　一　　入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合  　　二　　入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第14条第11項 |

介護老人保健施設基準（第４　運営に関する基準）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
|
| 12　診療の方針 | ①　診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を　基とし、療養上妥当適切に行っているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第15条第１号 |
| ②　診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の　心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指　導を行っているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第15条第2号 |
| ③　常に入所者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又　はその家族に対し、適切な指導を行っているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第15条第3号 |
| ④　検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当適切に行っているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第15条第4号 |
| ⑤　特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行っていな　いか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第15条第5号 |
| ⑥　別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方していないか。  　※厚生労働大臣が定める医薬品  　　指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設並びに指定介　　護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品（平成18年厚生省告示第262号） | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第15条第6号 |
| 13　必要な医療の提供が困難な　　場合等の措置等 | ①　介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要　な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療　所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講　じているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第16条第1項 |
|
| ②　介護老人保健施設の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しく　は診療所に通院させていないか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第16条第2項 |
|
| ③　介護老人保健施設の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所　に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状　況に関する情報の提供を行っているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第16条第3項 |
|
| ④　介護老人保健施設の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院　した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を　受けるものとし、その情報により適切な診療を行っているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第16条第4項 |
|
| 介護老人保健施設基準（第４　運営に関する基準） | | | | | |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
|
| 14　機能訓練 | ①　介護老人保健施設は、医師、理学療法士又は作業療法士若しくは言語聴覚士（理学療法士又　は作業療法士に加えて配置されている場合に限る。）の指導のもとに入所者の心身の諸機能の　維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテ　ーションを計画的に行っているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第17条  平成12年老企第44号第4の15 |
| ②　訓練の目標を設定し、定期的に評価を行うことにより、効果的な機能訓練が行えるようにし　ているか。また、入所者一人について、少なくとも週２回程度行っているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年老企第44号第4の15 |
|
| 15　栄養管理 | ①　介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行っているか。  　（経過措置）  令和6年3月31日までの間、「行っている」とあるのは「行っているよう努めなければ」とする。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第17条の2 |
| 16　口腔衛生の管理 | ①　介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行っているか。  　（経過措置）  令和6年3月31日までの間、「行っている」とあるのは「行っているよう努めなければ」とする。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第17条の3 |
| 17　看護及び医学的管理の下に　　おける介護 | ①　看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよ　う、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第18条第1項 |
| ②　介護老人保健施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭　を行っているか。  　　また、介護老人保健施設は、その実施に当たっては、入所者の自立支援に資するよう、その　心身の状況を踏まえて、特別浴槽を用いた入浴や介助浴等適切な方法により実施しているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第18条第2項  平成12年老企第44号第4の18の(1) |
| ③　介護老人保健施設は、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自　立について必要な援助を行っているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第18条第3項 |
| ④介護老人保健施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第18条第4項 |
| ⑤　が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備　しているか。  　※　「褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制」と　　は、褥瘡の予防に関わる施設における整備や褥瘡に関する基礎的知識を持ち、日常的なケア　　において介護職員等が配慮することにより、褥瘡発生の予防効果を向上させることを想定し　　ている。  　　（例）  　　一　　褥瘡のハイリスク者（日常生活自立度が低い入所者等）に対し、褥瘡予防のための　　　　　計画の作成、実践ならびに評価する。  　　　二　　専任の施設内褥瘡予防対策を担当する者（看護師が望ましい）を決めておく。  　　　三　　医師、看護職員、介護職員、栄養士等からなる褥瘡対策チームを設置する。  　　　四　　褥瘡対策のための指針を指針を整備する。  　　五　　介護職員等に対し、褥瘡対策に関する施設内職員継続教育を実施する。また、施設　　　　　外の専門家による相談、指導を積極的に活用することが望ましい。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第18条第5項  平成12年老企第44号第4の18の(3) |

介護老人保健施設基準（第４　運営に関する基準）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
|
|  | ⑥　介護老人保健施設は、上記①から⑤までのほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他　日常生活上の世話を適切に行っているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第18条第6項 |
| ⑦　介護老人保健施設は、その入所者に対して、入所者の負担により、当該老人保健施設の従業　者以外の者による看護及び介護を受けさせていないか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第18条第7項 |
| 18　食事の提供 | ①　入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとと　もに、適切な時間に行われているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第19条第1項 |
| ②　調理はあらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしている　か。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年老企第44号第4の19の(2) |
| ③　入所者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第19条第2項 |  |
| ④　食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午　後5時以降となっているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年老企第44号第4の19の(3) |
| ⑤　食事の提供に関する業務は介護老人保健施設自らが行うことが望ましいが、第三者に委託す　る場合には、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管　理について施設自らが行う等、当該施設の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような　体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合に、当該施設の最終責任下で委託　しているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年老企第44号第4の19の(4) |
| ⑥　入所者の嚥下や咀嚼の状況、食欲などの状態を食事に的確に反映させるために、療養室関係　部門と食事関係部門との連絡が十分とられているか。   |  |  | | --- | --- | | 具体的連携方法 |  | | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年老企第44号第4の19の(5) |
| ⑦　利用者に対しては十分な栄養食事相談を行っているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年老企第44号第４の19の(6) |
| ⑧　食事内容について、当該施設の医師又は栄養士若しくは管理栄養士を含む会議において検討が加えられているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年老企第44号第４の19の(7) |
| 19 相談及び援助 | ①　介護老人保健施設は、常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把　握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他　の援助を行っているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第20条 |
|

介護老人保健施設基準（第４　運営に関する基準）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
|
|  | | |
| 20 その他のサービスの提供 | ①　介護老人保健施設は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第21条第1項 |
|
| ②　介護老人保健施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに入所者とその家族との交流　等の機会を確保するよう努めているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第21条第2項 |
|
| 21 入所者に関する市町村への　　通知 | ①　介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを受けている入所者が次のいずれかに該当する　場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。  　一　　正当な理由なしに介護保健施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、　　　　要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。  　　二　　偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第22条 |
|
| 22　管理者による管理 | ①　介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者である　か（他の病院等を管理していないか）  　　ただし、以下の場合であって、当該介護老人保健施設の管理上支障がないときは、他の職務　を兼ねることができるものとする。  　　一　　当該介護老人保健施設の従業者としての職務に従事する場合  　　二　　当該介護老人保健施設と同一敷地内にある他の事業所、施設等の管理者又は従業者と　　　　して職務に従事している場合であって、特に当該介護老人保健施設の管理業務に支障が　　　　ない場合  三　　当該介護老人保健施設が本体施設であって、当該本体施設のサテライト型小規模介護　　　　老人保健施設、サテライト型特定施設である指定地域密着型特定施設又はサテライト型　　　　居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者又は従業者としての職務に従　　　　事する場合  四　　当該介護老人保健施設がサテライト型小規模介護老人保健施設（当該本体施設と密接　　　　な連携を有するものに限る。）である場合であって、当該サテライト型小規模介護老人　　　　保健施設のの本体施設の管理者又は従業者としての職務に従事する場合  　 〇兼務している場合の兼務先等   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 兼務先 |  | | 職務 |  | | 兼務先の勤務時間 | |  | | | | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第23条  平成12年老企第44号第4の21 |
| 23 　管理者の責務 | ①　介護老人保健施設の管理者は、当該介護老人保健施設の従業者の管理、業務の実施状況の把　握その他の管理を一元的に行っているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第24条第１項 |
| ②　介護老人保健施設の管理者は、従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指　揮命令を行っているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第24条第2項 |
|

介護老人保健施設基準（第４　運営に関する基準）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
|
|  | | |
| 24 計画担当介護支援専門員の　　責務 | ①　計画担当介護支援専門員は、「施設サービス計画の作成」に規定する業務のほか、次に掲げ　る業務を行っているか。  　一　　入居申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、　　　　その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況を把握すること。  　　二　　入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常　　　　生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。  　三　　入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援　　　　事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者　　　　と密接に連携すること。  　四　　基準第34条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。  　五　　基準第36条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置を記録するこ　　　　　と。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第24条の2 |
|
| 25 運営規程 | ①　介護老人保健施設は、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。  　　一　　施設の目的及び運営の方針  　　二　　従業者の職種、員数及び職務の内容  　　三　　入所定員  　　四　　入所者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額  　　五　　施設の利用に当たっての留意事項  　　六　　非常用災害対策  　七　　虐待の防止のための措置に関する事項  　　八　　その他施設の運営に関する重要事項  （経過措置）  　　虐待の防止に係る措置は、令和6年3月31日まで努力義務（令和6年4月1日より義務化）。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第25条  令3省令9号附則第2条 |
|
|  |  |  |  |  |  |
| 26　勤務体制の確保等 | ①　介護老人保健施設ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、　常勤・非常勤の別、看護・介護職員等の配置等を明確にしているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年老企第44号第4の25の(1) |  |
|
| ②　介護老人保健施設は、夜間の安全の確保及び入所者のニーズに対応するため、看護・介護職　員による夜勤体制を確保しているか。また、休日、夜間等においても医師との連絡が確保され　る体制を取っているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年老企第44号第4の25の(2) |
|
| ③　介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の従業者によって介護保健施設サービスを提供　しているか。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない　（調理、洗濯等）。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第26条第2項  平成12年老企第44号第4の25の(3) |
|
|

介護老人保健施設基準（第４　運営に関する基準）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
|  | ④　介護老人保健施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。その際、当該介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。  （経過措置）  　認知症に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置は、令和6年3月31日まで努力義務（令和6年4月1日より義務化）。 |  |  |  | 平成11年厚生省令第40号第26条第3項 |
| ⑤　介護老人保健施設は、適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年老企第44号第4の25の(4) |
| 27　業務継続計画の策定等 | ①　介護老人保健施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。  　（経過措置）  　　業務継続計画の策定等は、令和6年3月31日まで努力義務（令和6年4月1日より義務化）。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第26条の2第1項 |
| ②　介護老人保健施設従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。（経過措置あり） | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第26条の2第2項 |
| ③　介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。（経過措置あり） | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第26条の2第3項 |
| 28 定員の遵守 | ①　介護老人保健施設は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させていないか。ただし、災　害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。  〇やむを得ない場合の理由   |  | | --- | |  | | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第27条 |
|
| 29 非常災害対策 | ①　介護老人保健施設は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通　報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出　その他必要な訓練を行っているか。  　※非常災害に関する具体的計画  　　　消防法施行規則第３条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地　　震等の災害に対処するための計画  　※関係機関への通報及び連携体制  　　　火災等の災害時に地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底す　　るとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力　　してもらえるような体制づくりを求めるもの | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第28条  平成12年老企第44号第4の27の（3）  平成12年老企第44号第4の27の（3） |
| ②　介護老人保健施設は、①の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第28条第2項 |

介護老人保健施設基準（第４　運営に関する基準）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
|  | ③　消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者　を置くこととされている施設にあっては、その者に行わせているか。  　　また、防災管理者を置かなくてもよいこととされている介護老人保健施設においても、防火　管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年老企第44号第4の27の（3） |
| ④　非常災害対策を講ずるに当たっては、利用者の特性に応じた円滑な避難が確保されるよう配　慮するとともに、県又は市町村が実施する災害時要援護者に係る防災対策に協力するよう努め　ているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成24年宮崎県規則第47号第2条 |
| 30 　衛生管理等 | ①　介護老人保健施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水につい　て、衛生的な管理に努め、又は衛生管理上必要な措置を講ずるとともに、医療品及び医療用具　の管理を適正に行っているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第29条第1項 |
| ②　介護老人保健施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう　に、次に掲げる措置を講じているか。  　　一　　感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。  　　　※感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会  幅広い職種（例えば施設長、医師、事務長、看護職員、介護職員、栄養士又は管理栄養士、生活相談員）により構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするともに専任の感染対策担当者を決めておくこと。  感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。  なお、感染対策委員会は、施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し使えないが、感染対策担当者は看護師であることが望ましい。また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第29条第1項  平成11年厚生省令第40号第29条第2項  平成12年老企第44号第4の28の(2)① |

介護老人保健施設基準（第４　運営に関する基準）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
|
|  | | |
|  | 二　　感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。  　　　　○平常時の対策  　　・施設内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）  　　・日常のケアにかかる感染対策等（標準的な予防策（例えば血液・体液・分泌液・排　　　　　　泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの　　　　　　取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）  　　○発生時の対応  　　・発生状況の把握  　　・感染拡大の防止  　　・医療機関や保健所、市町村等の関係機関等の連携  　　・医療処置  　　・行政への報告等  　　○施設内の連絡体制や関係機関への連絡体制の整備  　　　※具体的には「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」を参照のこと。  　　　　　 (http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/index.html)  　　三　　介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための　　　　研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。  （経過措置）  感染症の予防及びまん延の防止のための訓練は、令和6年3月31日まで努力義務（令和6年4月1日より義務化）。  　　　※感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修  　　　　　感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における　　　　指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うもの。指針に基づいた研修　　　　プログラムを作成し、定期的な教育（年２回以上）開催するとともに、新規採用時には　　　　必ず感染対策研修を実施することが重要である。また、調理や清掃などの業務を委託し　　　　ている場合は、委託先の者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要がある。  　　　　　また、研修の実施内容について記録することも必要である。  研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、施設内での研修で差し支えない。  ※感染症の予防及びまん延の防止のための訓練  平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年2回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、施設内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。  　　　　　訓練の実施は、机上含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。  　　　　　なお、当該義務付けの適用に当たっては、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。 | 適  適 | 否  否 | 該当なし  該当なし | 平成11年厚生省令第40号第29条第2項第2号  平成12年老企第44号第4の28の(2)②  平成11年厚生省令第40号第29条第2項第3号 |

介護老人保健施設基準（第４　運営に関する基準）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
|  | 四　　一から三のほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の　　　　対処等に関する手順（平成18年厚労省告示第268号）に沿った対応を行うこと。 | 適 | 否 | 該当なし |  |
| ③　調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等関係法規に準じて行　われているか。なお、食事の提供に使用する食器等の消毒も適正に行われているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年老企第44号第4の28の(1)① |
| ④　食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指　導を求めるとともに密接な連携を保っているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年老企第44号第4の28の(1)② |
| ⑤　インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その　発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等に基づき、適切な措置を講じてい　るか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年老企第44号第4の28の(1)③ |
|  | ⑥　施設の入浴設備構造について、理解しているか。 | 適 | 否 | 該当なし |  |
|  | ⑦　循環式浴槽、気泡発生装置、温泉水利用といった管理に注意を要する設備の場合、保守点検　業者等と連携し、県が通知した「レジオネラ症発症防止にかかる高齢者福祉施設浴槽等自主管　理手引書の作成について（平成23年8月19日付け243-1760宮崎県長寿介護課通知）」を参考　に自主管理手引書を作成しているか。 | 適 | 否 | 該当なし |  |
|  | ⑧　上記⑦の自主管理手引書に基づき管理し、点検表を作成しているか。 | 適 | 否 | 該当なし |  |
|  | ⑨　空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年老企第44号第4の28の(1)⑤ |

介護老人保健施設基準（第４　運営に関する基準）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
| 31 　協力病院 | ①　介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めて　いるか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第30条第1項 |
| ②　介護老人保健施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。   |  |  | | --- | --- | | 協力歯科医療機関名 |  | | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第30条第2項 |
| ③　協力病院は介護老人保健施設から自動車等による移送に要する時間がおおむね20分以内の  近距離にあるか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年老企第44号第4の29の(1) |
| ④　協力病院に対しては、入所者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るた　め、あらかじめ必要な事項を取り決めているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年老企第44号第4の29の(3) |
| 32 　掲示 | ①　介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の　勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示　しているか。なお、書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に　自由に閲覧させることにより、提示に代えることができる。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第31条  平成11年厚生省令第40号第31条第2項 |
| 33 　秘密保持等 | ①　介護老人保健施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族　の秘密を漏らしていないか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第32条第1項 |
| ②　介護老人保健施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者　又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第32条第2項 |
| ③　介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際に　は、あらかじめ文書により入所者の同意を得ているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第32条第3項 |
| 34 　広告制限 | ①　介護老人保健施設は、当該老人介護保健施設に関しては、文書その他いかなる方法によるを　問わず、次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはいないか。 | 適 | 否 | 該当なし | 介護保険法第98条 |

介護老人保健施設基準（第４　運営に関する基準）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
|  | 一　　介護老人保健施設の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項  　　二　　介護老人保健施設に勤務する医師及び看護婦の氏名  　　三　　平成11年3月31日厚生省告示第97号に定める事項  　　四　　その他都道府県知事の許可を受けた事項 |  |  |  |  |
|
| 35　居宅介護支援事業者に対す　　る利益供与の禁止 | ①　介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施　設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第33条第1項 |
|
| ②　介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹　介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第33条第2項 |
|
| 36 　苦情処理 | ①　介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦　情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置　を講じているか。  　※必要な措置  　　　苦情を受け付けるための窓口を設置することのほか、相談窓口、苦情処理の体制及び手順　　等、当該施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、これを 入所者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに施設に掲示するこ と等 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第34条第1項  平成12年老企第44号第4の33の(1) |
| ②　介護老人保健施設は、上記①の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録してい　るか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第34条第2項 |
| ③　介護老人保健施設は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に　立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年老企第44号第4の33の(2) |
| ④　介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関し、介護保健法第23条の規定に　よる市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  　〇市町村の指導又は助言の内容   |  |  | | --- | --- | | 年月日 | 内　容 | |  |  | | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第34条第3項 |
| ⑤　介護老人保健施設は、市町村からの求めがあった場合には、上記④の改善の内容を市町村に　報告しているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第34条第4項 |
| ⑥　介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国　民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、　国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助　言に従って必要な改善を行っているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第34条第5項 |

介護老人保健施設基準（第４　運営に関する基準）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
|
|  | 〇国民健康保険団体連合会の指導又は助言の内容   |  |  | | --- | --- | | 年月日 | 内　容 | |  |  | |  |  |  |  |
| ⑦　介護老人保健施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、上記⑥の改善　の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第34条第6項 |
| 37 　地域との連携等 | ①　介護老人保健施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及　び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第35条第1項 |
|
| ②　介護老人保健施設は、その運営に当たっては、提供した介護保健施設サービスに関する入所　者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実　施する事業に協力するよう努めているか。    　※市町村が実施する事業  　　　介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれる。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第35条第2項  平成12年老企第44号第4の34の(2) |
|
| 38　事故発生の防止及び発生時の対応 | ①　介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じてい  　るか。  　　一　　事故が発生した場合の対応、二に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止　　　　のための指針を整備すること。  　　　※事故発生の防止のための指針  　　　　次のような項目を盛り込むこと。  　　　・介護事故の防止に関する基本的考え方  　　　・介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項  ・介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針  　　　　・施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうにな　　　　　った場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置しておくと介護事故に結びつく可能　　　　　性が高いもの（以下「介護事故等」という。）の報告方法等の介護に係る安全の確保　　　　　を目的とした改善のための方策に関する基本方針  　　　　・介護事故等発生時の対応に関する基本方針  　　　　・入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  　　　　・その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第36条第1項  平成11年厚生省令第40号第36条第1項第1号  平成12年老企第44号第4の35の① |

介護老人保健施設基準（第４　運営に関する基準）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
|
|  | 二　　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報　　　　告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。  　　　※事実の報告及びその分析を通じた改善策の職員に対する周知徹底  　　　　・介護事故等について報告するための様式を整備すること。  　　　　・介護職員その他の職員は、介護事故等の発生又は発見ごとにその状況、背景等を記録　　　　　するとともに、上記の様式に従い、介護事故等について報告すること。  　　　　・事故発生防止のための委員会において上記により報告された事例を集計し、分析する　　　　　こと。  　　　　・報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること。  　　　　・防止策を講じた後に、その効果について評価すること。  　　三　　事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行っているか。  　　　※事故発生の防止のための委員会  　　　　　幅広い職種（例えば施設長、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員）によ　　　　り構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに専任の安全対策を担　　　　当する者を決めておくこと。  事故防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。  事故発生の防止のための委員会は、施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。また、施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。  　　　※事故発生の防止のための従業者に対する研修  　　　　　事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、介護老人保健　　　　施設における指針に基づき、安全管理の徹底を行うもの。  　　　　　職員教育を組織的に徹底させていくためには、指針に基づいた研修プログラムを作成　　　　し、定期的な教育（年２回以上）開催するとともに、新規採用時には必ず事故発生の防　　　　止の研修を実施することが重要である。  　　　　　また、研修の実施内容についても記録することが必要である。  四　　前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。  　　　　（経過措置）  　　　　　担当者の配置は、令和3年9月30日まで努力義務（令和3年10月1日より義務化）。 | 適  適    適 | 否  否    否 | 該当なし  該当なし  該当なし | 平成11年厚生省令第40号第36条第1項第2号  平成12年老企第44号第4の35の②  平成11年厚生省令第40号第36条第1項第3号  平成12年老企第44号第4の35の③  平成11年厚生省令第40号第36条第1項第4号  令3省令9号附則第10条 |

介護老人保健施設基準（第４　運営に関する基準）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
|  | ②　介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場　合は、速やかに市町村、入所者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第36条第2項 |
| ③　介護老人保健施設は、上記②の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第36条第3項 |
| ④　介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が　発生した場合は、損害補償を速やかに行っているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第36条第4項 | |
| 39　虐待の防止 | ①　介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。  （経過措置）  虐待の防止に係る措置は、令和6年3月31日まで努力義務（令和6年4月1日より義務化）。  一　介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。  　※虐待の防止のための対策を検討する委員会  　　虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、施設外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。  　　なお、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、施設に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。  　　当該委員会は、具体的には次のような事項について検討すること。  　　・虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること  　　・虐待の防止のための指針の整備に関すること  　　・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること  　　・虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること  　　・従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること  ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること  　　・前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第36条の2  令3省令9号附則第2条  平成11年厚生省令第40号第36条の2第1項 | |

介護老人保健施設基準（第４　運営に関する基準）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
|  | 二　　介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。  　　　※虐待の防止のための指針  　　　　ユニット型介護老人保健施設が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこと。  　　　・施設における虐待の防止に関する基本的考え方  　　　・虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項  　　　・虐待の防止のための職員研修に関する基本方針  　　　・虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針  　　　・虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項  　　　・成年後見制度の利用支援に関する事項  　　　・虐待等に係る苦情解決方法に関する事項  　　　・入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項  　　　・その他虐待の防止の推進のために必要な事項  三　　介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。  　　　※虐待の防止のための従業者に対する研修  　　　　従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。  　　　　職員教育を組織的に徹底させていくためには、指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年2回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。  　　　　また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、施設内での研修で差し支えない。  四　　前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。  　　　※虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者  　　　　当該担当者は虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。 |  |  |  | 平成11年厚生省令第40号第36条の2第2項  平成11年厚生省令第40号第36条の2第3項  平成11年厚生省令第40号第36条の2第4項 |

介護老人保健施設基準（第４　運営に関する基準）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
|
| 40 会計の区分 | ①　介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分して　いるか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第37条 |
|
| ②　具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護老人保健施設会計・経理準則の　制定について（平12年3月31日老発第378号）」や「介護保険の給付対象事業における会計　の区分について（平13年3月28日老振発第18号）」を参考として適切に行われているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年老企第44号第4の36 |
|
| 41　記録の整備 | ①　介護老人保健施設は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備している　か。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第38条第1項 |
| ②　介護老人保健施設は、入所者に対する介護老人保健施設サービスの提供に関する次の各号に　掲げる記録を整備し、その完結の日（※）から2年保存しているか。  　一　　施設サービス計画  　二　　基準第8条4項に規定する居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて　　　の検討の内容等の記録  　三　　基準第9条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録  　四　　基準第13条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の　　　状況並びに緊急やむを得ない理由の記録  　五　　基準第22条に規定する市町村への通知に係る記録  　六　　基準第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録  七　　基準第36条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  ※「その完結の日」とは、個々の入所者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、入所者の死亡、入所者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。） | 適 | 否 | 該当なし | 平成11年厚生省令第40号第38条第2項 |
| ③　介護保健施設サービスの提供に関する記録には診療録が含まれるが、診療録については、医　師法第24条第2項の規定により、5年間保存しているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年老企第44号第4の38 |
| 42　開設許可等の変更 | ①　介護老人保健施設の開設者は、当該介護老人保健施設の入所定員その他介護保険法施行規則　第136条第2項に定める事項を変更しようとしたときは、知事の許可を受けているか。ただし、　運営規程に掲げる事項を変更しようとする場合において、入所定員又は療養室の定員数を減少　させようとするときは、許可を受けることを要しない。  　　一　　敷地の面積及び平面図  　　二　　建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに施設及び構　　　　造施設の概要  三　　施設の共用の有無及び共用の場合の利用計画  　　四　　運営規程（従業者の職種、員数及び職務内容並びに入所定員に係る部分に限る。）  五　　介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第30条第1項に規　　　　定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容（協力病院を変　　　　更しようとするときに係るものに限る。） | 適 | 否 | 該当なし | 介護保険法第94条第2項  介護保険法施行規則第136条第2項 |

介護老人保健施設基準（第４　運営に関する基準）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
|
|  | ②　介護老人保健施設の開設者は、当該老人介護保健施設の開設者の住所その他介護保険法施行　規則第137条に定める事項に変更があったときは、10日以内にその旨を知事に届け出ている　　か。  　　一　　施設の名称及び開設の場所  　　二　　開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職　　　　名  　　三　　開設者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該許可に係る事業　　　　に関するものに限る。）  　　四　　併設する施設がある場合にあっては、当該併設する施設の概要  　　五　　施設の管理者の氏名、生年月日及び住所  　　六　　運営規程（従業者の職種、員数及び職務内容並びに入所定員に係る部分を除く。）  　　七　　介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第30条第１項に規　　　　定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容（協力病院を変　　　　更しようとするときに係るものを除く。）  　　八　　当該申請に係る事業に係る施設介護サービス費の請求に関する事項  　　九　　役員の氏名、生年月日及び住所  　　十　　介護支援専門員の氏名及びその登録番号 | 適 | 否 | 該当なし | 介護保健法第99条  介護保険法施行規則第137条 |

介護老人保健施設基準（第５　介護給付費の算定及び取扱）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
|
| １　基本的事項 | ①　介護保健施設サービスに要する費用の額は、平成12年厚生省告示第21号別表指定施設サー　ビス等介護給付費単位数表により算定しているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号の一 |
|
| ②　介護保健施設サービスに係る費用の額は、別に厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成2　4年厚労省告示第94号）に別表に定める単位数を乗じて算定しているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号の二 |
|
| ③　上記①、②により介護保健施設サービスに要する費用額を算定した場合において、その額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号の三 |
|
| ２ 介護保健施設サービス  (1) 介護保健施設サービス費 | ①　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う　職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして県知事に届け出た介護老人保健施設におい　　て、介護保健施設サービスを行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣　が定める基準（厚生労働大臣が定める施設基準五十六）に掲げる区分に従い、入所者の要介護　状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。  　※厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚労省告示第96号五十五）  　　　一　　看護職員又は介護職員の数が常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増す　　　　　ごとに1以上であること。  　　　二　　厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所　　　　　介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号）第13号ロに規定する基準（介　　　　　　護老人保健施設基準第２条に定める員数（医師、看護職員、介護職員、理学療法士、　　　　　作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員）を置いていない）に該当していないこ　　　　　と。  　※厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年厚生省告示第29　　号六）  　　　一　　夜勤を行う看護職員又は介護職員が2以上（指定短期入所療養介護の利用者の数及　　　　　び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計数が40以下の介護老人保健施設であっ　　　　　て、常時緊急時の連絡体制を整備しているものにあっては1以上） | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のイ・ロの注1 |
| ②　当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の  　97に相当する単位数を算定しているか。（令和3年9月30日までの間は経過措置あり） | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のイ・ロの注1 |
| ③　入所者の数又は医師、看護職員（看護師又は准看護師をいう。）、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法に該当する場合は、これにより算定しているか。  ※厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等　　の算定方法（平成12年厚生省告示第27号十三）  　一　　月平均の入所者の数が運営規程に定められている入所定員を超えていること。  　　　二　　医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専　　　　　門員の配置が基準に定める員数を置いていないこと。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のイ・ロの注1 |

介護老人保健施設基準（第５　介護給付費の算定及び取扱）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
|
|  | ④ 基本型（介護老人保健施設サービス費（Ⅰ）の（ⅰ）又は（ⅲ））を算定する場合は、以下の要件を満たしているか。  　※厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚労省告示第96号五十五）  　　一　入所者の居宅への退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行っていること。  　　二　当該施設から退所した者（当該施設内で死亡した者及び当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、1週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者を除く。以下このイにおいて「退所者」という。）の退所後30以内（退所時の要介護状態区分が要介護四又は要介護五の場合にあっては、14日以内）に、当該施設の従業者が当該退所者の居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、当該退所者の在宅における生活が継続する見込みであることを確認し、記録していること。  　　三　入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行い、適宜その評価を行っていること。  四　当該施設の医師が、リハビリテーションの実施に当たり、当該施設の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、入所者に対するリハビリテーションの目的に加えて、リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ずリハビリテーションを中止する際の基準、リハビリテーションにおける入所者に対する負荷等のうちいずれか1以上の指示を行うこと。  五　次に掲げる算式により算定した数が20以上であること。  Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ＋Ｅ＋Ｆ＋Ｇ＋Ｈ＋Ｉ＋Ｊ  Ａ 算定日が属する月の前六月間において、退所者のうち、在宅において介護を受けることとなったもの（当該施設における入所期間が1月間を超えていた退所者に限る。）の占める割合が100分の50を超える場合は20、100分の50以下であり、かつ、100分の30を超える場合は10、100分の30以下である場合は0となる数  Ｂ 30.4を当該施設の平均在所日数で除して得た数が100分の10以上である場合は20、  100分の10未満であり、かつ、100分の5以上である場合は10、100分の5未満である場合は0となる数  Ｃ 算定日が属する月の前3月間において、入所者のうち、入所期間が1月を超えると見込まれる者の入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定（退所後にその居宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合を含む。）を行った者の占める割合が100分の30以上である場合は10、100分の30未満であり、かつ、100分の10以上である場合は5、  100分の10未満である場合は0となる数  Ｄ 算定日が属する月の前3月間において、入所者のうち、入所期間が1月を超えると見込まれる者の退所前30日以内又は退所後30日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、当該者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った者（退所後にその居宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のイ・ロの注1 |

介護老人保健施設基準（第５　介護給付費の算定及び取扱）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
|  | 同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行った場合を含む。）の占める割合が100分の30以上である場合は10、100分の30未満であり、かつ、100分の10以上である場合は5、100分の10未満である場合は0となる数  Ｅ 法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション、法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション及び法第8条第10項に規定する短期入所療養介護について、当該施設（当該施設に併設する病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を含む。）において全てのサービスを実施している場合は5、いずれか2種類のサービスを実施している場合であって訪問リハビリテーションを実施しているときは3、いずれか2種類のサービスを実施している場合であって訪問リハビリテーションを実施していないときは1、いずれか1種類のサービスを実施している場合又はいずれも実施していない場合は0となる数  Ｆ 当該施設において、常勤換算方法で算定したリハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数を入所者の数で除した数に100を乗じた数が5以上でありリハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士のいずれの職種も入所者の数で除した数に100を乗じた数がそれぞれ0.2以上である場合は5、5以上の場合は3、5未満であり、かつ、3以上である場合は2，3未満である場合は0となる数  Ｇ当該施設において、常勤換算方法で算定した支援相談員の数を入所者の数で除した数に100を乗じた数が3以上の場合は5、3未満であり、かつ、2以上の場合は3、2未満の場合は0となる数  Ｈ 算定日が属する月の前3月間における入所者のうち、要介護状態区分が要介護四又は要介護五の者の占める割合が100分の50以上である場合は5、100分の50未満であり、かつ、100分の35以上である場合は3、100分の35未満である場合は0となる数  Ｉ 算定日が属する月の前3月間における入所者のうち、喀痰吸引が実施された者の占める割合が100分の10以上である場合は5、100分の10未満であり、かつ、100分の5以上である場合は3、100分の5未満である場合は0となる数  Ｊ 算定日が属する月の前3月間における入所者のうち、経管栄養が実施された者の占める割合が100分の10以上である場合は5、100分の10未満であり、かつ、100分の5以上である場合は3、100分の5未満である場合は0となる数  　　六　①の基準を満たしていること |  |  |  |  |
| ⑤在宅強化型（介護老人保健施設サービス費（Ⅰ）の（ⅱ）又は（ⅳ））を算定する場合は、以下の要件を満たしているか。    ※厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚労省告示第96号五十五）  　一　④基本型の一～四の基準を満たしていること  　二　④基本型の五の算定式により算定した数が60以上であること  　三　地域に貢献する活動を行っていること  　四　入所者に対し、少なくとも週3回程度のリハビリテーションを実施していること  　　五　①の基準を満たしていること | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のイ・ロの注1 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 介護老人保健施設基準（第５　介護給付費の算定及び取扱） | | | | | |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
|  |  | 適 | 否 | 該当なし |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 介護老人保健施設基準（第５　介護給付費の算定及び取扱） | | | | | |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
|  |  | 適 | 否 | 該当なし |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 介護老人保健施設基準（第５　介護給付費の算定及び取扱） | | | | | |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
|  | 注１：当該施設における入所期間が1月間を超えていた者の延数  注２：居宅とは、病院、診療所及び介護保険施設を除くものである。  注３：当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、1週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、当該入院期間は入所期間とみなすこととする。  注４：退所後直ちに短期入所生活介護又は短期入所療養介護しくは小規模多機能型居宅介護等の宿泊サービスを利用する者は居宅への退所者に含まない。  注５：分母（②ー③の値）が0の場合、④は0％とする。  注６：入所者とは、毎日24時現在当該施設に入所中の者をいい、この他に、当該施設に入所してその日のうちに退所又は死亡した者を含むものである。  注７：新規入所者数とは、当該3月間に新たに当該施設に入所した者の数をいう。当該3月以前から当該施設に入所していた者は、新規入所者数には算入しない。また、当該施設を退所後、当該施設に再入所した者は、新規入所者として取り扱うが、当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、新規入所者数には算入しない。  注８：当該3月間に当該施設から退所した者の数をいう。当該施設において死亡した者及び医療機関へ退所した者は、新規退所者に含むものである。ただし、当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、1週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、新規退所者数には算入しない。  注９：居宅を訪問し、当該者及びその家族等に対して退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った者の数。また、居宅とは、病院、診療所及び介護保険施設を除くものである。  注１０：退所後に当該者の自宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った者を含む。  注１１：当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、1週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、入所者数には算入しない。  注１２：分母（②の値）が0の場合、④は0％とする。  注１３：退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、当該者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った者。また、居宅とは、病院、診療所及び介護保険施設を除くものである。  注１４：退所後に当該者の自宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った者を含む。  注１５：当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、1週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、当該入院期間は入所期間とみなすこととする。  注１６：分母（②の値）が0の場合、④は0％とする。 |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 介護老人保健施設基準（第５　介護給付費の算定及び取扱） | | | | | |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
|  | 注１７：当該施設と同一敷地内又は隣接若しくは近接する敷地の病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、相互に職員の兼務や施設の共用等が行われているものにおいて、算定日が属する月の前3月間に提供実績のある訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護の種類数を含む。  注１８：理学療法士等とは、当該介護老人保健施設の入所者に対して主としてリハビリテーションを提供する業務に従事している理学療法士等をいう。  注１９：常勤換算方法で入所者に対して主としてリハビリテーションを提供する業務に従事している理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士のいずれの職種も入所者の数で除した数に100で乗じた数が0.２以上であること。  注２０：1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。  注２１：毎日24時現在当該施設に入所中の者をいい、当該施設に入所してその日のうちに退所又は死亡した者を含むものである。  注２２：支援相談員とは、保健医療及び社会福祉に関する相当な学識経験を有し、主として次に掲げるような入所者に対する各種支援及び相談の業務を行う職員をいう。  　　　　 　 ①入所者及び家族の処遇上の相談、②レクリエーション等の計画、指導、③市町村との連携、④ボランティアの指導  注２３：喀痰吸引及び経管栄養のいずれにも該当する者については、各々該当する欄の人数に含めること。喀痰吸引及び経管栄養のいずれにも該当する者については、各々該当する欄の人数に含めること。  注２４：過去１年間に喀痰吸引が実施されていた者（入所期間が1年以上である入所者にあっては、当該入所期間中（入所時を含む。）に喀痰吸引が実施されていた者）であって、口腔衛生管理加算を算定されている者又は平成27年度から令和２年度の口腔衛生管理体制加算の算定要件を満たしている者(平成26年度以前においては、口腔機能維持管理加算又は口腔機能維持管理体制加算を算定されていた者及び平成27年度から令和２年度においては口腔衛生管理加算又は口腔衛生管理体制加算を算定されていた者)を含む。  注２５：過去１年間に経管栄養が実施されていた者（入所期間が1年以上である入所者にあっては、当該入所期間中（入所時を含む。）に経管栄養が実施されていた者）であって、経口維持加算を算定しているもの又は管理栄養士が栄養ケア・マネジメントを実施するもの（令和2年度以前においては、経口維持加算又は栄養マネジメント加算を算定されていた者）を含む。  注２６：退所者（当該施設内で死亡した者及び当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者を除く。）の退所後30日以内（当該退所者の退所時の要介護状態区分が要介護四又は要介護五の場合にあっては、14日以内）に、当該施設の従業者が当該退所者の居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、当該退所者の居宅における生活が継続する見込みであることを確認し、記録していること。  注２７：入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法 |  |  |  |  |

介護老人保健施設基準（第５　介護給付費の算定及び取扱）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　眼　　点 | 判　定　区　分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
|  | 作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行い、適宜その評価を行っていること。  注２８：医師は、リハビリテーションの実施にあたり、理学療法士等に対し、リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける負荷量等のうちいずれか一つ以上の指示を行うこと。  注２９：入所者に対し、少なくとも週三回程度のリハビリテーションを実施していること。 |  |  |  |  |
| (2) 身体拘束廃止未実施減算 | ①　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  　※厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚労省告示第95号八十九）  　　介護老人保健施設基準第13条第5項及び第6項、第43条第7項及び第8項に規定する基準 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のイ・ロの注3 |
| (3) 安全管理体制未実施減算 | 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。  （経過措置）  　令和3年9月30日までは適用しない。  ※厚生労働大臣が定める基準  　介護老人保健施設基準第36条第1項に規定する基準に適合していること。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のイ・ロの注4 |

介護老人保健施設基準（第５　介護給付費の算定及び取扱）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　眼　　点 | 判　定　区　分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
| (4)　栄養管理に係る減算 | 栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算しているか。  （経過措置）  令和6年3月31日までは適用しない。  ※厚生労働大臣が定める基準  　介護老人保健施設基準第2条に定める栄養士又は管理栄養士の員数を置いていること及び介護老人保健施設基準第17条の2（介護老人保健施設基準第50条において準用する場合を含む。）に規定する基準のいずれにも適合していること。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のイ・ロの注5 |
| (5) 夜勤職員配置加算 | ※厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年厚生省告示第29　　号六ハ）  　　夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が次の基準に適合していること。  　　　一　　指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計　　　　　数（以下「利用者等の数」という。）が41以上の介護老人保健施設にあっては、利用　　　　　者等の数が20又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2を超えていること。  　　　二　　利用者等の数が40以下の介護老人保健施設にあっては、利用者等の数が20又はそ　　　　　の端数を増すごとに1以上であり、かつ、1を超えていること。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 夜勤時間帯 | （　　：　　）　　～　　翌（　　：　　） | | | 平均入所者数（短期利用者を含む） | | 人 |   　　　　※夜勤時間帯は22:00～翌5:00を含めた連続する16時間で事業所・施設で定める時間  〇夜勤時間帯における延夜勤時間数   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 勤務の  種別 | 勤務時間 | 内、夜勤時間帯における勤務時間数（Ａ） | 当該月内の勤務延回数（Ｂ） | （Ａ）×（Ｂ） | |  | （　：　）～（　：　） |  |  |  | |  | （　：　）～（　：　） |  |  |  | |  | （　：　）～（　：　） |  |  |  | |  | （　：　）～（　：　） |  |  |  | |  |  | 延夜勤時間数→ | |  |   　延夜勤時間数　　　　当該月の日数　　　　　　　　　　　１日平均夜勤職員数  　　　　　　　　÷（　　　　　　　　　×１６　　）＝  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※小数点第３位以下切捨て | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のイ・ロの注6 |

介護老人保健施設基準（第５　介護給付費の算定及び取扱）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　眼　　点 | 判　定　区　分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
| (6) 短期集中リハビリテーシ　　　ョン実施加算 | ①　入所者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、その入所の日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合は、1日につき240単位を所定単位数に加算しているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のイ・ロの注7 |
|
| (7) 認知症短期集中リハビリ　　　テーション実施加算 | ①　認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する介護老人保健施設において、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が集中的なリハビリテーションを個別に行った場合に、認知症短期集中リハビリテーション実施加算として、入所の日から起算して3月以内の期間に限り、1週に3日を限度として1日につき240単位を所定単位数に加算しているか。  　　なお、当該加算におけるリハビリテーションは、記憶の訓練、日常生活活動の訓練等を組み　合わせたプログラムを週3回、実施することを標準とし、当該入所者が過去3月の間に当該リ　ハビリテーション加算を算定していない場合に限り算定することができる。  　※厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚労省告示第96号五十八）  　　　一　　リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配　　　　　置されていること。  　　　二　　リハビリテーションを行うに当たり、入所者数が、理学療法士、作業療法士又は言　　　　　語聴覚士の数に対して適切なものであること。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のイ・ロの注8  平成12年老企第40号第2の6の(12) |
|
|

介護老人保健施設基準（第５　介護給付費の算定及び取扱）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
|
|  |  |  |
| (8) 認知症ケア加算 | ①　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして県知事に届け出た介護老人保　健施設において、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護　を必要とする認知症の入所者に対して介護保健施設サービスを行った場合は、1日につき76単　位を所定単位数に加算しているか。  　※厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年厚労省告示第96号五十九)  　　　一　　日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要　　　　　とする認知症の入所者と他の入所者を区別していること。  　　　二　　他の入所者と区別して上記認知症の入所者に対する介護保健施設サービスを行うの　　　　　に適当な次に掲げる基準に適合する施設及び設備を有していること。  　　　　イ　専ら上記認知症の入所者を入所させるための施設であって、原則として、同一の建　　　　　　物又は階において、他の指定短期入所療養介護の利用者に利用させ、又は介護老人　　　　　　保健施設の入所者を入所させるものでないもの。  　　　　ロ　イの施設の入所定員は、40人を標準とすること。  　　　　ハ　イの施設に入所定員の1割以上の数の個室を設けていること。  　　　　ニ　イの施設に療養室以外の生活の場として入所定員1人当たりの面積が2㎡以上のデ　　　　　　イルームを設けていること。  　　　　ホ　イの施設に上記認知症の入所者の家族に対する介護方法に関する知識及び技術の提　　　　　　供のために必要な施設であって、面積30㎡以上のものを設けていること。  　　　三　　介護保健施設サービスを行う単位ごとの入所者の数について、10人を標準とする　　　　　　こと。  　　　四　　介護保健施設サービスの単位ごとに固定した介護職員又は看護職員を配置するこ　　　　　　と。  　　　五　　ユニット型でないこと。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のイ・ロの注9 |
|
| (9) 若年性認知症入所者受入　　　加算 | ①　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た介護老人保健施　設において、若年性認知症入所者に対して介護保健施設サービスを行った場合は、1日につき  120単位を所定単位数に加算しているか。  　※厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚労省告示第95号六十四）  　　受け入れた若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要介護者となった者）ご　　とに個別の担当者を定めていること。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のイ・ロの注10 |
|
|
| (10) 入所者が外泊したときの　　　費用の算定 | ①　入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定しているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のイ・ロの注11 |
|
| ②　外泊の初日及び最終日を算定していないか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のイ・ロの注11 |
|

介護老人保健施設基準（第５　介護給付費の算定及び取扱）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
| (11) 試行的に退所したときの費用の算定 | ①　居宅において試行的に退所させ居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定しているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のイ・ロの注12 |
| ②　退所の初日及び最終日を算定していないか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のイ・ロの注12 |
| (12) 従来型個室に入所してい　　た者の取扱 | ①　平成17年9月30日において従来型個室に入所している者であって、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入所するもの（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、多床室の介護保健施設サービス費を算定しているか。    　※厚生労働大臣が定める者（平成27年厚労省告示第94号六十四）  　　平成17年9月1日から同月30日までの間において、特別な室料を支払っていない者 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のイ・ロの注13 |
| ②　次のいずれかに該当する者に対して、介護保健施設サービス費を支給する場合は、多床室の介護保健施設サービス費を算定しているか。  一　　感染症等により、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者であって、従　来型個室への入所期間が30日以内であるもの  二　　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入所する者  　　　※厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚労省告示第96号六十）  　　　　療養室の面積が8.0㎡以下  三　　著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそ　れがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のイ・ロの注14 |
|
| (13)ターミナルケア加算 | ① 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者については、所定の単位数を加算している　か。  　※厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者（平成27年厚労省告示第94号六十五）  　　次のいずれにも適合している入所者  　　　一　　医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者　　　　　であること。  　　　二　　入所者又はその家族等の同意を得て入所者のターミナルケアに係る計画が作成され　　　　　ていること。  三　　医師、看護師、介護職員、支援相談員、管理栄養士等が共同して、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、本人又はその家族への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のイ・ロの注15 |
|
|
| (14)特別療養費 | ①　入所者に対して、指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定め　るものを行った介護療養型老人保健施設は、特別療養費として、別に厚生労働大臣が定める単　位数に10円を乗じて得た額を算定しているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のイ・ロの注16 |

介護老人保健施設基準（第５　介護給付費の算定及び取扱）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
|
| (15)療養体制維持特別加算 | ①　別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚労省告示第96号六十一）に適合している　ものとして県知事に届け出た介護療養型老人保健施設は、1日につき、加算Ⅰについては27単　位を、加算Ⅱについては57単位を算定しているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のイ・ロの注17 |
| (16)在宅復帰・在宅療養支援　　　機能加算 | ①　介護保健施設サービス費(Ⅰ)の介護保健施設サービス費(ⅰ)及び(ⅲ)について、別に厚生労　働大臣が定める基準に適合するものとして県知事に届け出た介護老人保健施設は、1日につき　34単位を加算しているか。  　※厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚労省告示第95号九十）  一　次に掲げる算式により算定した数が40以上であること。  Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ＋Ｅ＋Ｆ＋Ｇ＋Ｈ＋Ｉ＋Ｊ  Ａ 算定日が属する月の前六月間において、退所者のうち、在宅において介護を受けることとなったもの（当該施設における入所期間が1月間を超えていた退所者に限る。）の占める割合が100分の50を超える場合は20、100分の50以下であり、かつ、100分の30を超える場合は10、100分の30以下である場合は0となる数  Ｂ 30.4を当該施設の平均在所日数で除して得た数が100分の10以上である場合は20、  100分の10未満であり、かつ、100分の5以上である場合は10、100分の5未満である場合は0となる数  Ｃ 算定日が属する月の前3月間において、入所者のうち、入所期間が1月を超えると見込まれる者の入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定（退所後にその居宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合を含む。）を行った者の占める割合が100分の30以上である場合は10、100分の30未満であり、かつ、100分の10以上である場合は5、  100分の10未満である場合は0となる数  Ｄ 算定日が属する月の前3月間において、入所者のうち、入所期間が1月を超えると見込まれる者の退所前30日以内又は退所後30日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、当該者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った者（退所後にその居宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行った場合を含む。）の占める割合が100分の30以上である場合は10、100分の30未満であり、かつ、100分の10以上である場合は5、100分の10未満である場合は0となる数  Ｅ法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション、法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション及び法第8条第10項に規定する短期入所療養介護について、当該施設（当該施設に併設する病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を含む。）において全てのサービスを実施している場合は5、いずれか2種類のサービスを実施している場合であって訪問リハビリテーションを実施しているときは3、いずれか2種類のサービスを実施している場合であって訪問リハビリテーションを実施していないときは1、いずれか1種類のサービスを実施している場合又はいずれも実施していない場合は0となる数 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のイ・ロの注18 |
| 介護老人保健施設基準（第５　介護給付費の算定及び取扱） | | | | | |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
|
|  | Ｆ 当該施設において、常勤換算方法で算定したリハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数を入所者の数で除した数に100を乗じた数が、5以上でありリハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士のいずれの職種も入所者の数で除した数に100を乗じた数がそれぞれ0.2以上である場合は5、5以上の場合は3、5未満であり、かつ、3以上である場合は2，3未満である場合は0となる数  Ｇ 当該施設において、常勤換算方法で算定した支援相談員の数を入所者の数で除した数に100を乗じた数が3以上の場合は5、3未満であり、かつ、2以上の場合は3、2未満の場合は0となる数  Ｈ 算定日が属する月の前3月間における入所者のうち、要介護状態区分が要介護四又は要介護五の者の占める割合が100分の50以上である場合は5、100分の50未満であり、かつ、100分の35以上である場合は3、100分の35未満である場合は0となる数  Ｉ 算定日が属する月の前3月間における入所者のうち、喀痰吸引が実施された者の占める割合が100分の10以上である場合は5、100分の10未満であり、かつ、100分の5以上である場合は3、100分の5未満である場合は0となる数  Ｊ 算定日が属する月の前3月間における入所者のうち、経管栄養が実施された者の占める割合が100分の10以上である場合は5、100分の10未満であり、かつ、100分の5以上である場合は3、100分の5未満である場合は0となる数  　　二　地域に貢献する活動を行っていること  　　三　介護保健施設サービス費(Ⅰ)の介護保健施設サービス費(ⅰ)若しくは(ⅲ)又はユニット型介護保険施設サービス費（Ⅰ）のユニット型介護保険施設サービス費（ⅰ）若しくは経過的ユニット型介護保険施設サービス費（ⅰ）を算定していること |  |  |  |  |
| ②　介護保険施設サービス費(Ⅰ)の介護保険施設サービス費(ⅱ)及び(ⅳ)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして県知事に届け出た介護老人保健施設は、1日につき  46単位を所定単位数に加算しているか。  ※厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚労省告示第95号九十）  一　①の一の算定式により算定した数が70以上であること  　　二　介護保健施設サービス費(Ⅰ)の介護保健施設サービス費(ⅱ)若しくは(ⅳ)又はユニット型介護保険施設サービス費（Ⅰ）のユニット型介護保険施設サービス費（ⅱ）若しくは経過的ユニット型介護保険施設サービス費（ⅱ）を算定していること | 適 | 否 | 該当なし | 平　成12年厚生省告示第21号別表の2のイ・ロの注18 |
| (17)特別介護保険施設における加算の算定 | ①　介護保険施設サービス費(Ⅳ)を算定している介護老人保健施設については、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算、在宅復帰・在宅療養支援機能加算、再入所時栄養連携加算、入所前後訪問指導加算、退所時等支援等加算、経口移行加算、経口維持加算、口腔衛生管理加算、かかりつけ医連携薬剤調整加算、所定疾患施設療養費、地域連携診療計画情報提供加算、リハビリテーションマネジメント計画書情報加算、褥瘡マネジメント加算、排せつ支援加算、自立支援推進加算、科学的介護推進体制加算及び安全対策体制加算を算定していないか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のイ・ロの注19 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 介護老人保健施設基準（第５　介護給付費の算定及び取扱） | | | | | |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
|
| (18)初期加算 | ①　入所した日から起算して30日以内の期間について、1日につき30単位を加算しているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のハの注 |
| ②　当該入所者が過去3月間（ただし、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の場合は過去1月間とする。）の間に、当該介護老人保健施設に入所したことがない場合に限り算定しているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年老企第40号第2の6の(18) |
| ③　当該介護老人保健施設の短期入所療養介護を利用していた者が日を空けることなく引き続き　当該施設に入所した場合については、入所直前の短期入所療養介護の利用日数を30日から控　　除して得た日数に限り算定しているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年老企第40号第2の6の(18) |
| (19)再入所時栄養連携加算 | ①　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設に入所している者が退所し、病院又は診療所に入院した場合で、再入所時に必要となる栄養管理が、入院前とは大きく異なるため、当該介護老人保健施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として200単位を加算しているか。ただし、栄養管理に係る減算を行っている場合は算定しない。  ※厚生労働大臣が定める基準  　通所介護費等算定方法第10号、第12号、第13号及び第15号に規定する基準のいずれにも該当しないこと | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のニの注 |
| ②　介護老人保健施設の入所時に経口により食事を摂取していた者が、医療機関に入院し、入院中に経管栄養又は嚥下調整食の新規導入となった場合で、退院後、直ちに再度当該介護老人保健施設に入所した場合を対象としているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年老企第40号第2の6の(19) |
| ③　管理栄養士が当該者の入院する医療機関を訪問の上、当該医療機関での栄養に関する指導又はカンファレンスに同席し、当該医療機関の管理栄養士と連携して、二次入所後の栄養ケア計画を作成しているか。また、当該栄養ケア計画について、二次入所後に入所者又はその家族の同意が得られた場合に算定しているか。　※テレビ電話装置等の活用でも可 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年老企第40号第2の6の(19) |
| (20)入所前後訪問指導加算 | ①　介護保健施設サービス費（Ⅰ）を算定している介護老人保健施設は、入所期間が1月を超え　ると見込まれる者の入所予定日30日以内又は入所後7日以内に当該者が退所後生活する居宅　　を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合、次に　掲げる区分に応じ、入所中1回を限度として算定しているか。  　一　入所前後訪問指導加算（Ⅰ）　450単位  　　　退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合  　二　入所前後訪問指導加算（Ⅱ）　480単位  　　　退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のホの注 |
| ②　当該者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の　同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診　療方針の決定を行った場合も、同様に算定しているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のホの注 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 介護老人保健施設基準（第５　介護給付費の算定及び取扱） | | | | | |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
|
| (21) 退所時等支援等加算  　ア　退所時等支援加算  　(ｱ) 試行的退所時指導加算  　　　（400単位）  (ｲ) 退所時情報提供加算  　　（500単位）  (ｳ) 入退所前連携加算  　　Ⅰ（600単位）  　　Ⅱ（400単位） | ①　退所が見込まれる入所期間が1月を超える入所者をその居宅において試行的に退所させる  場合において、当該入所者の試行的な退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行った場合に、入所中最初に試行的な退所を行った月から3月の間に限り、入所者1人につき、1月に1回を限度として算定しているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2ヘの注1 |
| ①　入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、　当該入所者の退所後の主治の医師に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況　を示す文書を添えて当該入所者の紹介を行った場合に、入所者1人につき1回に限り算定して　いるか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のヘの注2 |
| ②　入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所　者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該　入所者の処遇に必要な情報を提供したときも同様に算定しているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のヘの注2 |
| ①　入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する指定居宅介護支援事業者と連携し、当該入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用方針を定めているか。（入退所前連携加算Ⅰのみ） | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のヘの注3 |
| イ　訪問看護指示加算  　　　（300単位） | ②　入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して対処後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行っているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のヘの注3 |
| ①　入所者の退所時に、介護老人保健施設の医師が、診療に基づき、指定訪問看護、指定定期巡　回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護サービスを行う場合に限る。）又は指定看護小規模多　機能型居宅介護（看護サービスを行う場合に限る。）の利用が必要であると認め、当該入所者　の選定する指定訪問看護ステーション、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指　定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して、当該入所者の同意を得て、訪問看護指示書（指　定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の場合にあっては訪問看護サービスに係る指示書　をいい、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の場合にあっては看護サービスに係る指示書　をいう。）を交付した場合に、入所者1人につき1回を限度として算定しているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のヘの注4 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 介護老人保健施設基準（第５　介護給付費の算定及び取扱） | | | | | |
| 主　眼　事　項 | 着　　眼　　点 | 判　定　区　分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
| (22)栄養マネジメント強化加算 | ①　次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして県知事に届け出た介護老人保健施設について、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、1日につき11単位を加算しているか。  一　　管理栄養士を常勤換算方法で、入所者の数を50で除して得た数以上配置していること。ただし、常勤の栄養士を1名以上配置し、当該栄養士が給食管理を行っている場合にあっては、管理栄養士を常勤換算方法で、入所者の数を70で除して得た数以上配置していること。  二　　低栄養状態にある入所者又は低栄養状態のおそれのある入所者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して作成した栄養ケア計画に従い、当該入所者の栄養管理をするための食事の観察を定期的に行い、当該入所者ごとの栄養状態、心身の状況及び嗜好を踏まえた食事の調整等を実施すること。  三　　二に規定する入所者以外の入所者に対しても、食事の観察の際に変化を把握し、問題があると認められる場合は、早期に対応していること。  四　　入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当　　　たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を　　　活用していること。  五　　定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のトの注 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 介護老人保健施設基準（第５　介護給付費の算定及び取扱） | | | | | |
| 主　眼　事　項 | 着　　眼　　点 | 判　定　区　分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
| (23)経口移行加算 | ①　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき28単位を加算しているか。  　※厚生労働大臣が定める基準（平成24年厚労省告示第96号四十四）  　　定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のチの注1 |
| ②　栄養管理に係る減算を行っている場合に算定していないか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のチの注1 |
| ③　経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員が行う支援が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定しているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のチの注2 |
| (24)経口維持加算（Ⅰ） | ①　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。③において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して６月以内の期間に限り、１月につき400単位を加算しているか。  　なお、経口移行加算又は栄養管理に係る減算を行っている場合に算定していないか。  ※厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生省告示第95号六十七）  　　 一　　通所介護費等の算定方法の基準に該当していないこと。  　　二　　入所者の摂食・嚥下機能が医師の診断により適切に評価されていること。  　　　三　　誤嚥等が発生した場合の管理体制が整備されていること。  　　　四　　食形態の配慮など誤嚥防止のための適切な配慮がされていること。  　　　五　　上記二から四を多職種協働により実施するための体制が整備されていること。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のリの注1 |
|
|

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 介護老人保健施設基準（第５　介護給付費の算定及び取扱） | | | | | | |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 | |
| 経口維持加算（Ⅱ） | ②　協力歯科医療機関を定めている介護老人保健施設が、経口維持加算（Ⅰ）を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師（介護老人保健施設に配置される医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、１月につき100単位を加算しているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のリの注2 | |
| ③　経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画が作成された日の属する月から起算して６月を超えた期間に行われた場合であっても、摂取機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定しているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のリの注2 | |
| (25)口腔衛生管理加算 | ①　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、入所者に対し、歯科衛生士が口腔衛生の管理を行い、次の基準に該当する場合、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している場合においては、一方の加算は算定しない。    　口腔衛生管理加算（Ⅰ）　90単位  　一　　歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画さ作成されていること。  　二　　歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔衛生等の管理を月2回以上行うこと。  　三　　歯科衛生士が、一における入所者に係る口腔衛生等の管理について、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。  　四　　歯科衛生士が、一における入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること。  　五　　定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。  　口腔衛生管理加算（Ⅱ）　110単位  　一　　（Ⅰ）の一から五までに掲げる基準のいずれにも適合すること。  　二　　入所者ごとの口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のヌの注 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 介護老人保健施設基準（第５　介護給付費の算定及び取扱） | | | | | |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
| (26)療養食加算 | ①　次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして県知事に届け出た介護老人保健施設施設　　が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、6単  位を加算しているか。  　　一　　食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。  二　　入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われてい　　　　ること。  　三　　食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において　　　　行われていること。  　※厚生労働大臣が定める療養食（平成27年厚労省告示第94号六十六）  　　　疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及　　　び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常 症食、痛風食及び特別な場合の検査食  　※厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚労省告示第95号三十五）  　　定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のルの注 |
| (27)在宅復帰支援機能加算 | ①　介護保健施設サービス費（Ⅱ）及び（Ⅲ）を算定し、別に厚生労働大臣が定める基準に適合　する介護老人保健施設であって、次に掲げる基準のいずれにも適合している場合にあっては、1日につき10単位を加算しているか。  　　一　　入所者の家族との連絡調整を行っていること。  　　二　　入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者に係る居宅サ　　 　　ービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行っていること。  　※厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚労省告示第95号九十一）  　　一　　算定日が属する月の前6月間において当該施設から退所した者の総数のうち、当該期　　　 　 間内に退所し、在宅において介護を受けることとなったもの（当該施設における入所期間 が1月間を超えていた退所者に限る。）の占める割合が100分の30を超えていること。  二　 退所者の退所後30日以内に、当該施設の従業者が当該退所者の居宅を訪問すること又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、当該退所者の在宅における生活が1月以上継続する見込みであることを確認し、記録していること。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のヲの注 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 介護老人保健施設基準（第５　介護給付費の算定及び取扱） | | | | | |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 | |
| (28)かかりつけ医連携薬剤調整加算 | ①　次に掲げる基準に適合する介護老人保健施設において、入所者に対し、介護保険施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、当該入所者1人につき1回を限度として、当該入所者の退所時に所定単位数を算定しているか。    　かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）　100単位  　一　　当該介護保険施設サービスを行う介護老人保健施設の医師又は薬剤師が高齢者の薬物療法に関する研修を受講していること。  　二　　入所後1月以内に、状況に応じて当該入所者の処方の内容を変更する可能性があることについて当該入所者の主治の医師に説明し、当該主治の医師が合意していること。  　三　　入所中に服用薬剤の総合的な評価を行い、評価の内容及び入所時と退所時の処方の内容に変更がある場合は変更の経緯、変更後の入所者の状態等について、退所時又は退所後1月以内に当該入所者の主治の医師に情報提供を行い、その内容を診療録に記載していること。  　かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）　240単位  　一　　かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）を算定していること。  　二　　当該入所者の服薬情報等の情報を厚生労働省に提出し、処方に当たって、当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。  　かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）　100単位  　一　　かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）を算定していること。  　二　　当該入所者に6種類以上の内服薬が処方されており、介護老人保健施設の医師と当該入所者の主治の医師が共同し、入所中に当該処方の内容を総合的に評価及び調整し、介護老人保健施設の医師が、当該入所者に処方する内服薬について、入所時に処方されていた内服薬の種類に比べて1種類以上減少させること。  　三　　退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時に処方されていた内服薬の種類に比べて1種類以上減少していること。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のワの注 | |
| (29)緊急時施設療養費 | ①　入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げ　る医療行為につき算定しているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のカ | |
| ア　緊急時治療管理 | ①　入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理として  の投薬、検査、注射、処理等を行ったときに518単位を算定しているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のカの(1)の注1 | |
| イ　特定治療 | ②　同一の入所者について1月に1回、連続する3日を限度として算定しているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のカの(1)の注2 | |
| ①　診療報酬の算定方法（平成20年厚労省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」という。）第1章及び第2章において、高齢者の医療の確保に関する法律　（昭和57年法律第80号）第57条第3項に規定する保健医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療（平成27年厚生労働省告示第94号六十七に定めるものを除く。）を行った場合に、当該診療に係る医科診療報酬点数表第1章及び第2章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定しているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のカの（2） | |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 介護老人保健施設基準（第５　介護給付費の算定及び取扱） | | | | | |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 | |
| (30)所定疾患施設療養費 | ①　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、別に厚生労働大臣が　定める入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合（肺炎の者又は尿路感染症の者　に対しては診療に当たり検査を行った場合に限る。）に１日につき当該基準に掲げる単位数を　算定しているか。  ※厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）九十二  イ　所定疾患施設療養費（Ⅰ）　　　239単位  　　次のいずれにも適合すること。  (1) 診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等（近隣の医療機関と連携し実施した検査等を含む。）の内容等を診療録に記載していること  (2) 所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表していること  　　ロ　所定疾患施設療養費（Ⅱ）　　　480単位  　　　　次のいずれにも適合すること。  　　　(1) 診断及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等（近隣の医療機関と連携し実施した検査等を含む。）を診療録に記載していること  　　　(2) 所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表していること  　　　(3) 当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する研修を受講していること  ※厚生労働大臣が定める入所者（平成27年厚労省告示第94号六十八）  　　次のいずれかに該当する者  　　　一　　肺炎の者  　　　二　　尿路感染症の者  　　　三　　帯状疱疹の者  　　　四　　蜂窩織炎の者 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のヨの注1 | |
| ②　所定疾患施設療養費（Ⅰ）は同一の入所者について1月に1回、連続する7日を限度として算定し、所定疾患施設療養費（Ⅱ）は同一の入所者について1月に1回、連続する10日を限度として算定しているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚労省告示第21号別表の2のヨの注2 | |
| ③　緊急時施設療養費を算定した日に算定していないか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚労省告示第21号別表の2のヨの注3 | |

介護老人保健施設基準（第５　介護給付費の算定及び取扱）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
| (31)認知症専門ケア加算 | ①　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た介護老人保健施　設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲　げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定の単位数を算定しているか。なお、次に掲げるい　ずれかの加算を算定している場合に、次に掲げるその他の加算を算定していないか。  　※厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚労省告示第95号三の二）  　　一　　認知症専門ケア加算（Ⅰ）　　　3単位  　　　　　次のいずれにも適合すること。  　　　イ　施設における入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは　　　　行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下「対象者」という。）の　　　　占める割合が2分の1以上であること。  　　　ロ　認知症介護に係る専門的な研修を終了している者を、対象者の数が20人未満である　　　　　場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当　　　　該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置　　　　　し、チームとして専門的な認知症のケアを実施していること。  　　　ハ　当該施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係　　　　る会議を定期的に開催していること。  　　 二　　認知症専門ケア加算（Ⅱ）　　　4単位  　　　　　次のいずれにも適合すること。  　　　イ　認知症専門ケア加算（Ⅰ）の基準のいずれにも適合すること。  　　　ロ　認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、施設全体　　　　の認知症ケアの指導等を実施していること。  　　　ハ　当該施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、　　　　当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。  　※厚生労働大臣が定める者（平成27年厚労省告示第94号六十九）  　　　日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とす　　る認知症の者 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のタの注 |
|
|
| (32)認知症行動・心理症状緊急　　対応加算 | ①　医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入　所することが適当であると判断した者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、入所し　た日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を加算しているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のレの注 |
|

介護老人保健施設基準（第５　介護給付費の算定及び取扱）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
| (33)認知症情報提供加算 | ①　過去に認知症の原因疾患に関する確定診断を受けておらず、認知症のおそれがあると医師が　判断した入所者であって、施設内での診断が困難であると判断された者について、当該入所者　又はその家族の同意を得た上で、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて、別に厚生労働大　臣が定める機関に当該入所者の紹介を行った場合に、入所者1人につき入所期間中に1回を限　度として350単位を加算しているか。  　※厚生労働大臣が定める機関（平成27年厚労省告示第94号七十）  　　一　　認知症疾患医療センター  　　二　　認知症の鑑別診断等に係る専門医療機関  ②　当該介護老人保健施設に併設する保険医療機関（認知症疾患医療センター及びこれに類する　保険医療機関を除く。）に対する紹介を行った場合に算定していないか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のソの注 |
|
| (34)地域連携診療計画情報提供　　加算 | ①　医科診療報酬点数表の地域連携診療計画管理料又は地域連携診療計画退院時指導料を算定して保険医療機関を退院した入所者に対して、当該保険医療機関が地域連携診療計画に基づいて作成した診療計画に基づき、入所者の治療等を行うとともに、入所者の同意を得た上で、当該退院した日の属する月の翌月までに、地域連携診療計画管理料を算定する病院に当該入所者に係る診療情報を文書により提供した場合に、入所者1人につき1回を限度として300単位を算定しているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のツの注 | |
| （35）リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 | ①　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、リハビリテーションを行った場合は、1月につき33単位を算定しているか。    　（1）　入所者ごとのリハビリテーション実施計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出してること。  　（2）　必要に応じてリハビリテーション実施計画の内容を見直す等、リハビリテーションの実施に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のネの注 | |
| (36)褥瘡マネジメント加算 | ①　介護保険施設サービス費（Ⅰ）について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、継続的に入所者ごと褥瘡管理をした場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算してるか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。  　（1）褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）　 3単位  　（2）褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）　13単位    　（経過措置）  　　令和3年3月31日において改正前の褥瘡マネジメント加算に係る届出を行っている施設であって、改正後の褥瘡マネジメント加算に係る届出を行っていないものにおける改正前の褥瘡マネジメント加算（3月に1回を限度として10単位）の算定については、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。この場合において、改正前の「褥瘡マネジメント加算」は「褥瘡マネジメント加算（Ⅲ）」と読み替える。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のナの注 | |

介護老人保健施設基準（第５　介護給付費の算定及び取扱）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
|
|  | ※厚生労働大臣が定める基準  イ　褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）  　　次のいずれにも適合すること。  (1)　入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時に評価し、その後少なくとも3月に1回、評価するとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。  (2)　(1)の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。  (3)　入所者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者の状態について定期的に記録していること。  (4)　(1)の評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。  ロ　褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）  　　(1)　イ(1)から(4)までのいずれにも適合すること。  　　(2)　イ(1)の評価の結果、施設入所時又は利用開始時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者又は利用者について、褥瘡の発生のないこと。 |  |  |  |  |
| (37)排せつ支援加算 | ①　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、継続的に入所者ごとの排せつに係る支援を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。  　（1）排せつ支援加算（Ⅰ）　10単位  　（2）排せつ支援加算（Ⅱ）　15単位  　（3）排せつ支援加算（Ⅲ）　20単位  　（経過措置）  　　令和3年3月31日において改正前の排せつ支援加算に係る届出を行っている施設であって、改正後の排せつ支援加算に係る届出を行っていないものにおける改正前の排せつ支援加算（支援を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき100単位）の算定については、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。この場合において、改正前の「排せつ支援加算」は「排せつ支援加算（Ⅳ）」と読み替える。  ※厚生労働大臣が定める基準  イ　排せつ支援加算（Ⅰ）  　　次のいずれにも適合すること。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のラの注 |

介護老人保健施設基準（第５　介護給付費の算定及び取扱）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
|  | (1) 　入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時に評価し、その後少なくとも6月に1回評価するとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に当たって、当該情報その他排せつ支援の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。  (2)　 (1)の評価の結果、排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれるものについて、医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施していること。  (3)　(1)の評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること。  ロ　排せつ支援加算（Ⅱ）  　　次のいずれにも適合すること。  　　(1)　イ(1)から(3)までのいずれにも適合すること。  　　(2)　次のいずれかに適合すること。  　　 （一）イ(1)の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がないこと。  　　 （二）イ(1)の評価の結果、施設入所時におむつを使用していた者であって要介護状態の軽減が見込まれるものについて、おむつを使用しなくなったこと。  ハ　排せつ支援加算（Ⅲ）  　　イ(1)から(3)まで並びにロ(2)(一)及び(二)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |  |  |

介護老人保健施設基準（第５　介護給付費の算定及び取扱）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
| （38）自立支援促進加算 | ①　別に厚生労働省が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、継続的に入所者ごとの自立支援を行った場合は、1月につき300単位を算定しているか。    　※厚生労働大臣が定める基準  　　次のいずれにも適合すること。  　　イ　医師が入所者ごとに、施設入所時に自立支援に係る医学的評価を行い、その後少なくとも6月に1回医学的評価の見直しを行うとともに、その医学的評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、自立支援の促進に当たって、当該情報その他自立支援の適切かつ有効な促進のために必要な情報を活用していること。  　　ロ　イの医学的評価の結果、自立支援の促進が必要であるとされた入所者ごとに、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること。  　　ハ　イの医学的評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること。  　　二　医師が自立支援に係る支援計画の策定等に参加していること。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のムの注 |
| （39）科学的介護推進体制加算 | ①　別に厚生労働省が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人  保健施設が、入所者に対し介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数をしているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。  　（1）科学的介護推進体制加算（Ⅰ）　40単位  　（2）科学的介護推進体制加算（Ⅱ）　60単位    　※厚生労働省が定める基準  　　イ　科学的介護推進体制加算（Ⅰ）  　　　　次のいずれにも適合すること。  　　　　（1）　入所者ごとのＡＤＬ値、栄養状態、口腔状態、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。  　 （2）　必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、（1）に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。  　　ロ　科学的介護推進体制加算（Ⅱ）  　　　　次のいずれにも適合すること。  　　　（1）　イ（1）に加えて、入所者ごとの疾病、服薬の状況等の情報を、厚生労働省に提出していること。  　　　（2）　必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、イ（1）に規定する情報、（1）に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のウの注 |

介護老人保健施設基準（第５　介護給付費の算定及び取扱）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
| (40)安全対策体制加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入所初日に限り20単位を加算しているか。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のヰの注 |
| (41)サービス提供体制強化加　算 | ①　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。なお、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、後に掲げるその他の加算を算定していないか。  　※厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚労省告示第95号九十三）  　　一　　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　　22単位  　　　　　次のいずれにも適合すること。  　　　　（1）次のいずれかに適合すること。  　　　　　（一）介護老人保健施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上であること。  　　　　　（二）介護老人保健施設の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上であること。  　　　　（2）提供する介護保健施設サービスの質の向上に資する取組を実施していること。  　　　　（3）定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。  二　　サービス提供体制強化加算（Ⅱ）　　18単位  　　　　　次のいずれにも適合すること。  　　　　（1）介護老人保健施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。  　　　　（2）定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。  　　三　　サービス提供体制強化加算（Ⅲ）　　 6単位  　　　　　次のいずれにも適合すること。  　　　　（1）次のいずれかに適合すること。  　　　　　（一）介護老人保健施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。  　　　　　（二）介護老人保健施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。  　　　　　（三）介護保健施設サービスを入所者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。  　　　　（2）定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のノの注 |

介護老人保健施設基準（第５　介護給付費の算定及び取扱）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判 定 区 分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
|  | ［加算Ⅰ］介護福祉士等の状況   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | ① | 介護職員の総数  （常勤換算） | 人 |  | | ② | ①のうち介護福祉士の総数（常勤換算） | 人 | →①に占める②の割合が80％以上 |   又は   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | ③ | ①のうち勤続年数が10年以上の介護福祉士の総数（常勤換算） | 人 | →①に占める③の割合が35％以上 |       　　［加算Ⅱ］介護福祉士等の状況   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | ① | 介護職員の総数  （常勤換算） | 人 |  | | ② | ①のうち介護福祉士の総数（常勤換算） | 人 | →①に占める②の割合が60％以上 |     ［加算Ⅲ］  　※介護福祉士等の状況、職員の状況、勤続年数の状況のうち、いずれか1つを満たすこと。  　介護福祉士等の状況   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | ① | 介護職員の総数（常勤換算） | 人 |  | | ② | ①のうち介護福祉士の総数（常勤換算） | 人 | →①に占める②の割合が50％以上 |     　　　常勤職員の状況   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | ① | 看護・介護職員の総数  （常勤換算） | 人 |  | | ② | ①のうち上記の者の総数（常勤換算） | 人 | →①に占める②の割合が75％以上 |     勤続年数の状況   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | ① | サービスを直接提供する者の総数（常勤換算） | 人 |  | | ② | ①のうち勤続年数7年以上の者の総数（常勤換算） | 人 | →①に占める②の割合が30％以上 | |  |  |  |  |
|
| 介護老人保健施設基準（第５　介護給付費の算定及び取扱） | | | | | |
| 主　眼　事　項 | 着　　　眼　　　点 | 判　定　区　分 | | | 根拠条文・規程・通知等 |
|  | 1. 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平　均を用いているか。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又　は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法　により算出した平均を用いることとする。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年老企第40号第2の6の(45) |
|
| (42)介護職員処遇改善加算 | ①　別に厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚労省告示第95号九十四）に適合している介護　職員の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者　に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3　　月31日までの間、次に掲げる単　位数を所定単位数に算定しているか。なお、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合に　おいては、次に掲げるその他の加算を算定していないか。  一　　介護職員処遇改善加算（Ⅰ）  　　　　平成12年厚生省告示第21号別表の2のイからノまでにより算定した単位数の1000分　　　　の39に相当する単位数  　二　　介護職員処遇改善加算（Ⅱ）  　　　　平成12年厚生省告示第21号別表の2のイからノまでにより算定した単位数の1000分　　　　の29に相当する単位数  　三　　介護職員処遇改善加算（Ⅲ）  平成12年厚生省告示第21号別表の2のイからノまでにより算定した単位数の1000分  の16に相当する単位数  ~~四~~　　~~介護職員処遇改善加算（Ⅳ）~~  ~~三により算定した単位数の100分の90に相当する単位数~~  ~~五~~　　~~介護職員処遇改善加算（Ⅴ）~~  ~~三により算定した単位数の100分の80に相当する単位数~~  （経過措置）  　令和3年3月31日において現に改正前の介護職員処遇改善加算に係る届出を行っている施設であって、改正後の介護職員処遇改善加算に係る届出を行っていないものにおける介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び介護職員処遇改善加算（Ⅴ）の算定については、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のオの注 |
| （43）介護職員等特定処遇改善加算 | ①　別に厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚労省告示第95号九十四の二）に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に算定しているか。なお、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算を算定していないか。  一　　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）  　　　　平成12年厚生省告示第21号別表の2のイからノまでにより算定した単位数の1000分　　　　の21に相当する単位数  　二　　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）  　　　　平成12年厚生省告示第21号別表の2のイからノまでにより算定した単位数の1000分　　　　の17に相当する単位数 | 適 | 否 | 該当なし | 平成12年厚生省告示第21号別表の2のクの注 |